

# お互いを認め、 尊重し合える人権文化のまち

第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画



2011年3月  
鳥取県 倉吉市

## 目 次

第1章 基本的な考え方	1
第1節 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 基本的施策の推進方針	3
第1節 人権擁護の確立	3
1 個人情報保護	3
2 人権相談の充実	4
3 差別事象への対応	5
4 インターネットにおける人権問題への対応	6
第2節 人権教育・啓発の推進	6
1 人権教育・啓発推進組織の整備・充実	6
(1) 学習機会の提供、情報提供	7
(2) 人材養成	7
2 就学前における人権同和保育の推進	8
3 学校における人権同和教育の推進	8
4 社会教育における人権同和教育・啓発の推進	9
5 企業等における人権啓発の推進	10
第3節 社会参画の推進	10
第4節 就労・雇用の促進	11
第5節 産業の振興	11
(1) 中小企業の育成	11
(2) 農業の育成	11
第6節 社会福祉の増進	12
(1) 地域福祉の充実	12
(2) 公的医療保険、介護保険制度の啓発	12
第7節 保健衛生の推進	13
第8節 生活環境の改善	13
(1) 住環境の整備	13

(2) 住宅の整備	13
第3章 人権課題8分野における施策	14
第1節 部落の完全解放の実現	14
第2節 障がいのある人の人権保障の実現	17
第3節 男女の人権が尊重される社会の実現	21
第4節 先住民族の権利回復の実現	24
第5節 外国にルーツを持つ人の人権保障の実現	25
第6節 子どもの人権保障の実現	28
第7節 高齢者の人権保障の実現	31
第8節 その他マイノリティの人権保障の実現	34
第4次あらゆる差別をなくする総合計画体系図	37
(巻末) 用語解説(*印)	38
資料編	
1 第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の諮問・答申	39
2 第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の策定経過	41
3 平成22年度倉吉市市民意識調査・報告書(抜粋)	42
4 倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例	54
5 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例	57
6 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則	59
7 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿	61

# 第1章 基本的な考え方

## 第1節 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本市では、1989年(平成元)1月に、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ基本的人権を尊重し、人間平等の基盤の確立をめざして「人権尊重都市」を宣言しました。

そして、1994年(平成6)に、すべての市民が差別されることなく、安心して暮らすことが出来るまちをめざした「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。これは、部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人等に対する差別と偏見が根強く存在している現状を考え、市民一人一人の市民的権利が保障されるまちづくりの実現をするため、物的事業の推進と一体となったあらゆる差別の解消をめざした幅広い人権啓発活動の推進についての方向性を明らかにしたものです。そして、「条例」の精神を具現化するため1996年(平成8)に「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定して、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を積極的に推進してきました。

2001年(平成13)には、「第9次倉吉市総合計画」のスタートに合わせ、「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定しました。また、その後の社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため、2005年(平成17)にその2次改訂を行い、「子どもの人権保障」「高齢者の人権保障」「身近な差別の解消」を加え全8章構成としました。第8章「身近な差別の解消」は、個人情報保護、ハンセン病、罪や非行を犯した人とその関係者、性的マイノリティ(\*)の人権保障についての内容です。

2006年(平成18)には、「第10次倉吉市総合計画」のスタートに合わせ、その内容の見直しを行い、本市の人権尊重のまちづくりの基本目標である「一人ひとりの人権意識が確立され、すべての人々の人権が尊重されているまち」の実現に向け、人権施策の目標を「部落の完全解放の実現」「障がいのある人々の人権保障の実現」「男女の人権が尊重される社会の実現」「在住外国人の人権保障の実現」「先住民族の権利回復の実現」「子どもの人権保障の実現」「高齢者の人権保障の実現」「その他マイノリティの人権保障の実現」とし、その具現化として「第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、人権擁護の確立をはじめとする人権施策を積極的に推進してきたところです。

しかしながら、社会情勢の変化や長引く経済不況による貧困を背景に、教育、啓発、就労、福祉等の分野において、今なお多くの課題が残されています。

2010年(平成22)3月には、社会情勢の変化や市民の人権意識が多様化し人権課題に

も変化が見られることから、人権擁護・救済、相談活動の取り組みや市民等の責務に「差別と差別助長行為の禁止」を示し、差別事象が起こった場合の「被差別の立場にある方」の相談対応等を盛り込んだ「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に改正し、今日の人権課題の根本的かつ速やかな解決をめざすため、「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、今後はこの計画をもとに、市民一人一人が安心して暮らせるよう「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」の実現に向けて、総合的かつ計画的により一層の人権教育・啓発活動を進めていきます。

## 2 計画の位置づけ

「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」が人権課題としている「部落の完全解放の実現」「障がいのある人の人権保障」「男女の人権が尊重される社会の実現」「先住民の権利回復の実現」「外国にルーツを持つ人の人権保障の実現」「子どもの人権保障の実現」「高齢者の人権保障の実現」「その他マイノリティの人権保障の実現」の基本理念のもと、各人権課題の解消をめざした施策推進を図るための基本的な方針であり、本市の総合的かつ計画的な人権政策の指針となるものです。

この計画は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人一人の人権が尊重され人としての尊厳が守られ、安心して暮らせるよう「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」を実現するため、人権擁護の確立と救済、相談活動の取り組み、人権教育・啓発の推進、社会参画の推進、就労・雇用の促進、産業の振興、社会福祉の増進、保健衛生の推進、生活環境の改善等の広範にわたる課題解決のための諸施策の推進を図ることを基本とした総合的な計画です。

## 3 計画の期間

計画期間を2011年度(平成23)から2015年度(平成27)までの5年間とし、「第11次倉吉市総合計画」基本計画の期間と同様に設定し、一体的に取り組むこととします。

## 第2章 基本的施策の推進方針

### 第1節 人権擁護の確立

1995年(平成7)12月には、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」に関する推進本部が設置され、1997年(平成9)7月には国内行動計画が策定され取り組みが進められてきました。

1997年(平成9)3月に「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行され、教育及び啓発に関しては1999年(平成11)7月に答申が出されました。

その後、この答申等を踏まえた諸施策の一層の推進を図るため、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、基本計画の策定や年次報告等、所要措置を法定することが不可欠であるとして、2000年(平成12)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行され、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると定められました。

そして、2002年(平成14)3月に、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。さらに、同和地区出身者かどうかの身元調査をはじめインターネット上に差別につながる記載や同和地区の土地差別問題等、悪質な差別や人権侵害が後を絶たないことから、国において「人権侵害救済法」「差別禁止法」の制定が検討されています。

今後は、市民一人一人の人権意識を高め行動化を促進していくため、2010年(平成22)3月に、人権擁護・救済、相談活動の取り組みや、市民等の責務に「差別と差別助長行為の禁止」等を示し、差別事象が起こった場合の「被差別の立場にある方」の相談対応等を盛り込んだ「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を基本施策に据え、倉吉市同和教育研究会、地区同和教育研究会、地区同和教育推進員連絡協議会や倉吉市同和问题企業連絡会等の同和教育推進団体、地域における同和教育推進員、人権啓発推進団体等と協働して、一人一人が自らの課題として自らの生き方や人権意識を見直しながら、様々な人権問題が身近な課題として地域や学校、職場等で取り上げられるよう、より一層の人権教育・啓発活動の推進を図ります。

#### 1 個人情報保護

情報化社会の進展に伴い倉吉市個人情報保護条例等に基づき、市が保有する個人情報の保護に努め、市民一人一人の人権を尊重する意識と実践によって守られるよう啓発活動を推進しています。

行政、学校、企業等では、同和地区出身者かどうかの身元調査や聞き合わせが部落差別



や人権侵害になることを理解し意識した上で研修会等が行われていますが、今日においても個人情報の不正な取扱いによる事件も明らかにされています。

また、2010年度(平成22)市民意識調査では、自分自身の個人情報をむやみに提供しないようあまり心がけていない、全く心がけていない人を合わせると14.1%もあり、市民への個人情報保護の意識啓発や身元調査をなくしていくよう啓発を推進していくことが必要です。

### **現状と課題**

2005年(平成17)には、県外の行政書士が全国の市町村から戸籍謄本や住民票を目的外に取得して興信所等に売り渡すという事件が発覚しました。県内では19件、本市でもその内3件発生しており、市民の方の個人情報が不正取得されていたことが判明しています。

### **主な施策と方向・方針**

#### **(1) 啓発の充実**

情報化社会の進展に伴い、市が保有する個人情報に関する法令を遵守し、市が保有する個人情報の保護に努めます。

#### **(2) 職員の資質向上**

地方公務員法等に定められている守秘義務の履行はもとより、プライバシーの保護についての認識を深めるとともに、人権侵害につながる身元調査・聞き合わせの現実を踏まえ、その行為の差別性を見抜き、的確な措置と対応ができるよう資質の向上に努めます。

#### **(3) 戸籍等の登録型本人通知制度**

有資格者(\*)により個人情報が取得され、結婚等の際の身元調査に使用されていたことから、本人の了解なく就職や結婚等の際に、出身地、国籍、家族関係等の情報が調査され、本人に不利益が生じることがないように、第三者が個人情報の取得を申請した場合の本人告知制度の構築を図ります。

## **2 人権相談の充実**

### **現状と課題**

2010年度(平成22)市民意識調査で、33.4%の人が今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがあると答えています。受けた場所では、職場・学校内をはじめ居住地や家庭内の順で多くあります。また、2009年度(平成21)の倉吉市人権擁護委員への相談件数は211件、倉吉市人権文化センター等での相談件数は22件報告されています。

このことから、市民生活の様々な場面で人権侵害が発生していることが伺えます。

本市においては、2010年(平成22)3月に今日の社会情勢や差別事象の変化に対応できるよう「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の改正を行い、市の責務として、

市民の人権擁護及び救済に努めること、相談窓口を設置し支援を行うこととしました。

### 主な施策と方向・方針

#### (1) 人権相談体制の充実

人権課題8分野に関わる様々な相談に対応できるよう担当職員の資質向上を図り、市民が差別事象や人権侵害に関わった場合には、速やかにその問題点を明らかにし、課題解決に努めます。

#### (2) 人権侵害被害者の擁護

差別事象や人権侵害の対応等については、倉吉市人権啓発検討委員会(\*)で協議を行い適切な対応方針を確立します。また、早期解決へ向けて専門機関との連携を図り、人権を侵害された市民が様々な問題をより気軽に相談できるよう相談窓口を充実させ、相談者への支援に取り組みます。

また、人権擁護・救済の重要性を市民等へ啓発すると同時に、国に対して「人権侵害救済法」や「差別禁止法」の制定を求めています。

### 3 差別事象への対応

#### 現状と課題

2006年(平成18)に、中古住宅の購入にあたって同和地区かどうかの聞き合わせがありました。また、同年以降、倉吉ほっとプラザ等で連続して18件の賤称語や差別語を使った差別落書きが発見されました。

このような差別事象や人権侵害が起こった場合の対応について、倉吉市人権啓発検討委員会等で、迅速な対応や行政主体による問題解決に向け取り組みます。さらに、市民及び全庁内で啓発活動のあり方について検討し、同和教育推進団体や人権啓発推進団体、関係機関に周知するとともに、当該地域の同和教育推進団体等と連携し、当該地域住民運動として差別を許さないまちづくりの推進が必要です。

### 主な施策と方向・方針

#### (1) 差別事象への対応

差別事象は重大な人権侵害であり社会的問題として厳しく受け止め、差別事象が発生した場合には人権侵害を受けた人の擁護に努め、倉吉市人権啓発検討委員会等を開催し行政課題を明らかにするとともに、「倉吉市人権侵害・差別落書き対応要領」に基づき、事実の把握とその要因、背景、また、再発防止に向けて市民等へ情報提供を行い、関係機関・団体と連携し啓発活動の充実に努めます。

#### (2) 当該地域における住民学習



当該地域の同和教育推進団体と連携を図り、当該地域の住民が住民運動として差別を許さない地域づくりを進められるよう学習を支援します。

## 4 インターネットにおける人権問題への対応

### 現状と課題

情報化社会の進展により、今日では様々な情報を携帯電話やパソコン等によるインターネットから入手が可能となっています。一方、匿名性が一つの要因となって、倫理観の欠如した無責任な情報発信、差別や差別助長行為、プライバシーの侵害等があることから、この問題は情報が瞬時に広範囲に広がる等影響が大きく、深刻な人権問題となっています。

子どもたちは学校等で、インターネット等の情報メディアを活用して学んでいます。しかし家庭でのインターネットの普及や携帯電話所持の低年齢化に伴い、大人の目の届かないところで情報を受発信することが増える傾向にあります。また、性情報の氾濫している状況も、子どもたちにとって心配されます。学校や家庭、地域を含め社会全体で子どもたちがインターネット等の使用によって、人権問題の被害者にも加害者にもならないようにするため情報モラル教育の推進が必要です。

### 主な施策と方向・方針

#### (1) インターネット上での人権侵害行為への対応

携帯電話やパソコンによるインターネットの特性とその影響、他人のプライバシーや名誉、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルについて、理解できる学習機会の提供及び啓発の充実を図り、不特定多数の人に関わる差別的で、社会的に影響の大きい掲示等による被害の防止に努めます。

また、明らかに差別や人権侵害であると判明した場合は、法務省人権擁護機関、県や他の市町村と連携し、プロバイダー・管理者等関係者に削除を求めます。

#### (2) 情報モラル教育の推進

携帯電話やパソコンからのインターネット等の利用に関係した犯罪や被害の増加が問題となっています。情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てるため、学校、社会教育関係団体等が連携して学習を行い防止に努めます。

## 第2節 人権教育・啓発の推進

### 1 人権教育・啓発推進組織の整備・充実

1970年(昭和45)に倉吉市同和教育研究会が発足して以来、部落解放研究倉吉市集会や倉吉市部落解放文化祭、部落解放研究倉吉市女性集会、同和教育町内学習会等の開催について、幼稚園・保育所、学校、地区公民館、行政、運動体、企業等から提起される等、すべての市民の人権が尊重されるまちをめざして、部落差別をはじめあらゆる差別を解消する教育の研究や実践活動の推進体制が確立されてきました。今日では、社会情勢や多様化した市民の人権意識について分析を行いながら、部落問題や障がいのある人、男女、先住民族、外国にルーツを持つ人、子ども、高齢者、その他マイノリティの人権保障に向けて様々な人権啓発が推進されています。

今後は、人権教育・啓発活動の重要さが理解される中で、市民一人一人があらゆる人権課題の解消に向けて具体的な行動ができるようにしていく必要があります。そのため、地域や職場等の学習会等へ指導職員の派遣を行う等、効果ある学習機会の提供や学習支援が求められており、倉吉市同和教育研究会をはじめ、地区同和教育研究会、地区同和教育推進員連絡協議会と連携して、推進組織体制の充実を図ります。

#### (1) 学習機会の提供、情報提供

部落問題の解決を図る取り組みをあらゆる人権問題の解決につなげていくという発展的な視点に立ち、部落解放研究倉吉市集会・倉吉市部落解放文化祭をはじめ、人権のために学ぶ同和教育講座、同和教育町内学習会、幼稚園・保育所、学校での人権同和教育研修会、企業内研修会等が実施されております。今後は、様々な当事者と市民との交流を深め理解し合えるよう、交流活動や新しい学習手法(体験参画型学習)を取り入れる等、市民一人一人の意識が変わり、地域や職場が変わっていくことができるよう、住民のニーズに対応した学習プログラムの作成に努め学習機会の充実や情報提供を行います。

また、市の広報紙やホームページ等を活用した広報・啓発活動の推進を図ります。

#### (2) 人材養成

指導者の養成を念頭に、幼稚園・保育所、学校、地域、職場では様々な人権課題をテーマにした講演会、研修会が開催されてきました。男女共同参画の推進のための人材養成では、くらし男女共同参画推進スタッフ等の活動を支援しながら、女性塾や研修会が継続的に開催されてきました。

今後は、様々な人権課題について効果的に人権教育・啓発活動を推進するため、体験参加型

学習等、新しい教育・啓発手法も実践できる推進者を養成していくことが必要です。

また、市職員や教職員の職員研修を充実させ、部落差別をはじめそれぞれの個別的な人権課題の現実を学びつつ、人権尊重社会の実現に向けて、これまでの同和行政の成果や同和教育の実践を引き継ぎ、自らの職務に活かし、地域で人権施策や人権同和教育を推進する指導的役割が果たせるよう資質と指導力の向上を図ります。

## 2 就学前における人権同和保育の推進

倉吉市同和保育指針等に基づき乳幼児の健全な成長発達をめざし、子どもたちの家庭環境や生活実態を把握し発達段階等子どもの状況に応じた保育を実施するとともに、部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権感覚の基礎になる力(仲間づくり、表現力、自尊感情、命を尊重する心など)を身につける保育が実践されてきました。

次代を担う子どもたちが健やかに育っていくために、乳幼児期は生涯にわたる人間形成にとってきわめて重要な時期であり、子どもたちが多くの時間を過ごす幼稚園・保育所の果たす役割は非常に大きいといえます。保育士等の姿や言動を子どもたちは敏感に受け止めていきます。子ども同士の関わりと合わせて、保育士等の職員を含めた保育環境は、子どもの感性や行動に大きく影響を及ぼすと考えられます。保育に関わる職員は、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わり、子どもの人権に十分に配慮した保育を行うとともに、自らの人権意識や専門性の向上に努めていくことが大切です。

また、近年では、少子化や核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て機能が低下してきており、幼稚園・保育所に地域の子育てを支援する機能が求められています。子どもに対する良質な保育を実施するとともに、保健・教育等と連携して子育て家庭への支援を充実し、合わせて、子どもの人権や子育てを大切にする地域づくりを地域の方々とともに推進していきます。

## 3 学校における人権同和教育の推進

すべての学校において、「人権尊重の教育」を基盤として児童生徒一人一人を大切にした教育を全教育活動を通して推進してきました。この取り組みのねらいは、自分のくらしやそれを取りまく社会の中にある、部落差別をはじめ様々な差別の問題を見据え、「自分の生き方」や「差別を解消するための社会的立場」を自覚していく力を児童生徒に育てていくことです。その成果として、命の尊さやそれぞれの人の個性、多様性を認め、人権課題を自分との関わりで捉えられる児童生徒が育ってきました。しかし一方で、人権を尊重する行動に結びついていないこと、他人事意識のままにしている状況があるということなどが課題として指摘されています。

各校では、この課題克服に向けて児童生徒の状況をもう一度見つめ直し、「卒業までに育

てたい資質・能力」を、知識、技能、態度に分けて明確にしました。そしてそれに基づき、2008年度(平成20)には人権同和教育全体計画を、2009年度(平成21)には人権同和教育年間指導計画を全面的に見直し、再度作成しました。

年間指導計画の見直し時には、人権を自分との関わりで捉えることができるようにするために、児童生徒の実態に応じて基本的人権や命の尊さ等の普遍的な視点での学習を取り入れることにも配慮しました。また、個別的な人権課題については、児童生徒にとって身近な内容となるよう各校で重点を置く内容を決めて学ぶこととしましたが、本市の現状を考えると、部落問題についてはどの学校でも学ぶこととしています。さらに、実際の授業では、各教科・領域等のねらいや特質を踏まえた授業を実施していきます。

今後は、部落問題をはじめとする個別的な人権課題についての学習と基本的人権や命の尊さについての学習を行い、あらゆる差別の解消を図る自覚を育て、支え合う仲間とともに人権尊重の社会づくりの担い手として行動できる力を育む等、人権同和教育の推進に努めます。

また、児童生徒を取りまくあらゆる環境を学習の場と捉え、地域の実態を踏まえて家庭・地域・学校の連携による効果的な指導を推進していきます。中学校区同和教育研究協議会において、それぞれの中学校区の実態を踏まえて、幼稚園・保育所、小学校、中学校、特別支援学校、社会教育関係団体、そして地域が連携して、人権尊重の精神を身につけた子どもが育つよう活動を推進していきます。

さらに、学校においてすべての児童生徒に学力保障をしていくことは、人権同和教育を推進していく上でもとても大切なことです。本市は同和地区児童生徒の進路保障を目的として始めた「地区学習会」を、様々な課題に向き合う児童生徒や人権同和教育についてさらに深く学びたいと願う児童生徒にも広げてきました。その一つとして児童養護施設でも「地区学習会」を実施しています。今後も学校における人権同和教育を推進していく一環として、様々な課題に向き合う児童生徒の学力保障や自分の向き合っている課題を克服していく力の育成に取り組んでいきます。

#### **4 社会教育における人権同和教育・啓発の推進**

1974年(昭和49)に全町で実施された同和教育町内学習会は、地区公民館と各地区同和教育研究会活動等との連携した取り組みにより充実され、今日では自主的な学習活動を実施する自治公民館が増えてきました。また、地区公民館等の社会教育施設では様々な研修会や講演会の開催により、人権課題についての理解が深まり指導者が着実に育ってきています。これらの取り組みは、市民の人権意識の向上を図る上で大きな成果です。

しかし、部落問題をはじめあらゆる人権課題に対しては、当事者の問題であるという意識が根強くあります。そのため、市民一人一人が部落問題をはじめ、障がいのある人、男女、先住民、外国にルーツを持つ人、子ども、高齢者、その他マイノリティ等の人権課題に認識を深め、自らを変え地域を変え、地域住民一人一人が尊重される、共に支え、共につくるまちづくりを進めます。

今後は、各同和教育推進団体や社会教育施設と連携し、幼稚園PTA・保育所保護者会、学校PTAを通して、身近な地域で開催されている同和教育町内学習会の充実に向け保護者の理解と参加を働きかける等、効果的な教育や啓発の方法を調査研究、学習プログラム等の開発をすることが重要です。そして、市民一人一人の課題として地域の課題を掘り起こし、その課題を取り上げて解消へ向けて地域ぐるみで行動できるように、各自治公民館等へ働きかけていきます。

また、学校PTA等社会教育関係団体の研修会を通じて、部落差別の現実に学びながら同和地区や児童養護施設を拠点に行われている「地区学習会」への理解を深め、地域やPTA全体での支援をもとに「地区学習会」の充実を図ります。

## 5 企業等における人権啓発の推進

人権尊重の社会を実現するためには、企業や事業所での職場内同和教育も重要です。倉吉市同和問題企業連絡会では、部落問題及びあらゆる差別の撤廃を企業に課せられた社会的責務であると認識し、また、人権は企業の社会的責任(CSR\*)の基盤との認識のもと、会員企業(20社)が差別体質撤廃の取り組みと従業員及び顧客の人権を尊重したコンプライアンス(\*)の実践ならびに従業員の人権意識を高め、差別のない企業づくり、働きがいのある職場づくりを通じ、人権の尊重が企業文化として定着することをめざしています。

今後は、倉吉市同和対策雇用促進協議会活動を充実させ、倉吉市同和教育研究会企業活動委員会、倉吉市同和問題企業連絡会、中部高校同和教育研究会と連携を図り、企業活動の社会的責任として、人権尊重の企業経営を明確化し、企業や事業所訪問等による倉吉市同和問題企業連絡会の企業実践を未加入企業へ啓発しながら、公正採用選考・人権啓発推進員の設置と、企業や事業所で人権を尊重し合える職場環境づくりの推進に努め、職場内研修会や人権啓発活動等への参加促進を図ります。

## 第3節 社会参画の推進

ノーマライゼーション(\*)・ユニバーサルデザイン(\*)が啓発されバリアフリー化(\*)が推進される等、障がいのある人や高齢者の人権について理解が深まってきました。そして、障がいの



ある人の自立を支援するため、手話や要約筆記、ファクシミリ・メール配信等が行われています。

外国にルーツを持つ人の人権保障では、身近に外国にルーツを持つ人が生活している環境にあることから、より良いコミュニケーションができるよう多文化共理解を深め、外国にルーツを持つ人の生活文化や人権について研修会や学習会が開催されるようになりました。

しかし、障がいのある人や高齢者、外国にルーツを持つ人が、市民生活を行うにあたっては予断と偏見による人権侵害があります。

今後は、市民一人一人の理解を広げるため地域社会にある予断と偏見の解消に努め、障がいの内容への理解や障がいのある人の自立支援、高齢者の生き甲斐対策や活動機会の提供、外国にルーツを持つ人への多文化共理解等を推進する等、市民として自己実現ができるよう人権啓発の推進が重要であります。

#### **第4節 就労・雇用の促進**

同和地区出身者や障がいのある人等の常用雇用の促進と安定就労を図るため、ハローワークや倉吉商工会議所等の関係機関との連携のもと、部落問題研修会やトップ及び担当者研修会等、障がいのある人の就労支援研修会が開催されています。

近年は、県・ハローワーク・倉吉商工会議所等が連携して、応募者の適正と能力を基本とする公正な選考・採用の促進等、就労支援が行われている状況にありますが、長引く経済不況によりますます就職が困難となっており、行政と民間企業とが連携した倉吉市同和対策雇用促進協議会としての活動再開が望まれ、就労と雇用の促進を図ることが求められています。

また、企業や事業所へ男女が共に仕事と家庭との両立が図られるようワーク・ライフ・バランス(\*)の啓発に努めます。

#### **第5節 産業の振興**

##### **(1) 中小企業の育成**

中小企業の安定した経済基盤の確立をめざして、中小企業の資金確保の促進のため、各種金融対策の活用等経営の近代化に努めてきました。また、情報化社会に対応する企業育成をめざし、各種公的資格取得制度の啓発を行ってきましたが、近年の長引く経済不況によって相次いで企業倒産や縮小が行われ、従業員の雇用の安定に大きな影響を与えています。

今後も、県や商工会議所等と連携し不況業種からの業種転換や起業を促進する等、引き



続き情報化社会への対応や経営の合理化と安定への支援に努める必要があります。

## (2) 農業の育成

市内の農業においては農業担い手の高齢化や後継者不足、さらには農業所得の減少や遊休農地の増加といった問題が深刻化してきている状況です。担い手が不足する中、地域農業を維持・発展させていくには、担い手が魅力とやりがいのある農業経営を実現できるよう支援するとともに、団塊世代や企業を含む新たな担い手を確保・育成していくことが重要です。

また、担い手も含めた個々の農家の力には限界があるため、集落営農を推進して作業・経営の効率化を図るとともに、多様な人材が活躍できる環境を整備していくことが必要となります。

本市がめざす農業は、魅力とやりがいのある力強い農業です。農業者と消費者が共に信頼関係を構築し、本市の農業・食を支えることを目標とし、目標実現のため国内農業を取りまく状況や、農業者・農地の減少といった本市農業の問題点を踏まえつつ各種施策を総合的かつ計画的に展開していきます。

地域住民による農地の適切な保全管理、農業者による良質な農産物の生産、消費者による農産物の積極的な購入・消費をめざし、農業者の生産意欲の向上を図ります。

## 第6節 社会福祉の増進

### (1) 地域福祉の充実

在宅サービスを充実させながら障がい者福祉の総合的推進に努め、在宅福祉を中心とした障がいのある人のライフステージ(\*)にあった施策を進めながら自立と社会参画を進めてきました。そして、ひとり親家庭の生活安定と児童の健全育成、外国にルーツを持つ人が住みやすい地域づくりを推進してきました。

今後は、低所得者対策では面接や相談業務により低所得者世帯等の生活実態の把握に努め、生活保護制度の理解を促進し、他の法律や施策の活用も支援します。また、生活保護受給者への経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、きめ細かな情報提供を行う等最低生活の保障に努めます。

生活困窮者への支援では、生活保護受給者の本人の状況に応じた的確な援助方針を作成し、自立への支援を図ります。また、疾病等により生活保護受給者となる方が多いことから、病状の回復に合わせて就労できる場の紹介をハローワーク等関係機関と連携して行います。

### (2) 公的医療保険、介護保険制度の啓発

いつでも誰もが安心して医療が受けられるしくみを支えていくとともに、市民一人一人が健康でいきいきと暮らしていけるよう、国民健康保険をはじめとする公的医療保険制度の啓発に努めてきました。今後も、公的医療保険制度や介護保険制度等の啓発を行い、様々な広報を通じて情報提供に努め継続した支援を推進します。

## 第7節 保健衛生の推進

本市では、乳幼児から高齢者に至る市民全般の健康づくりへの関心を高める取り組みを進め、生活習慣病(\*)の予防や各種疾病の早期発見・早期治療を促進するため、自らが各種健診を積極的に受診できるよう、啓発活動を推進してきました。

また、自らの健康を管理するという観点から、健康教室や健康相談に積極的に参加できるよう、健康づくり推進員、食生活改善推進員等と連携を図りながら健康教室等の実施に努めています。

今後は、健康づくりの関心を高めるための啓発活動などの取り組みを強化し、乳幼児から高齢者に至る各年代に応じた身体とこころの健康づくりを推進してまいります。

## 第8節 生活環境の改善

### (1) 住環境の整備

バリアフリー化に基づき、安全で安心して暮らすことのできる住環境の整備を進め、地域にある施設の改善を進めるとともに、地域住民や子どもたちとのふれあいの機会の場をつくり、共に生きる地域社会の実現に努めてきました。また、快適に暮らせるよう急傾斜の危険箇所の整備や上下水道の整備による生活排水が適正に処理されるよう行ってきました。

今後は、住民と行政との協働による住民同士がよりよい人間関係を再構築し心豊かに暮らせるよう、施設・広場等の適正な維持管理によるふれあいの場の確保に努める必要があります。

### (2) 住宅の整備

障がいのある人や高齢者の人が、地域で快適に自立した生活ができるよう公営住宅ではバリアフリー化を進め、民間の住宅では人に優しい住宅建築の相談に努めてきました。

今後は、バリアフリー化した住宅へのニーズがあることを踏まえ、障がいのある人等の住宅入居の利用促進を図る上で、制度や窓口の周知に努める必要があります。また、外国にルーツを持つ人が安心して生活できるよう指導援助など相談体制の充実を図ります。

## 第3章 人権課題8分野における施策

### 第1節 部落の完全解放の実現

本市においては、同和行政の歴史的経緯や「同和対策審議会答申」の精神を踏まえ、これまでの同和行政の成果を根底に部落差別が現存する限り同和行政の推進に努めるという認識に立ち、同和地区の生活環境等の改善や生活の向上と同和教育の推進が図られてきました。

今日では、市民一人一人が自らの課題として部落問題を捉え、差別意識の解消を図るための諸条件の整備、同和地区住民の自立の促進、同和地区内外の住民の交流促進を図ること等を推進し、部落差別の解消とすべての人々の基本的人権が保障される差別のない社会の実現をめざした取り組みを行ってきました。1994年(平成6)に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定して以来、部落差別をはじめあらゆる差別の解消をめざし、人権尊重のまちづくりの実現に向けて様々な人権施策を推進してきました。

また、33年間継続された「特別措置法」が2002年(平成14)3月末をもって失効しましたが、2002年度(平成14)以降の具体的施策を進めるにあたって、同年3月に「倉吉市における今後の同和行政のあり方」を策定し、部落差別は依然として存在しており、部落差別が存在する限り部落問題の解決は「国の責務であり、国民的課題である」という認識に立ち、社会情勢を踏まえながら部落問題の解消を中心課題に据えて、多様化した市民生活等の変化等や人権意識の把握に努め、その解決をめざす必要な施策を一般施策によって対応し、同和行政の推進を図ってきました。

その結果、生活環境をはじめとする物的面においては、同和地区外との較差はほぼ解消されてきましたが、教育、就労、福祉等においてはなお課題が残されている状況にあります。

今後は、さらに部落問題の解決をあらゆる人権問題の解決につなげていくという発展的な視点に立ち、市民一人一人が持っている予断と偏見を解消するため実践交流と学習の場を充実させ、市民一人一人が自らの課題として差別を許さない行動力を身につけ、市民の日常生活の隅々に人権尊重の意識を定着させるとともに、同和地区住民がふるさとに誇りを持ち自己実現ができるよう、部落問題の早期解決を図っていくものです。

#### **現状と課題**

##### (1) 住環境

同和地区外との格差の解消を図るため、3地区での小集落地区改良事業の取り組みととも

に、各地区での住宅、道路、地区施設、下水道等の整備を図り、同和地区住民の安全で快適な生活環境に向けた改善を進めてきた結果、道路改良率や持ち家率等について、格差は解消されてきました。また、2008年(平成20)年に「同和対策事業施設の地元譲渡等の取扱い方針」を定め、積極的に集会施設等を地元譲渡することにより、地元自治公民館による施設の有効活用が図られています。

## (2) 部落問題学習

今日では、これまでの同和教育や環境改善事業等の推進により、部落差別の現実が見えにくくなっており、部落問題に対する認識が希薄化しています。また、同和教育への否定的な意見や寝た子を起こすなという考え方も根強くあり、部落問題の現実を踏まえた人権学習が必要です。

### 主な施策の方向・方針

#### (1) 市民意識調査の実施

人権問題に関する市民の意識を把握し、啓発事業等の人権施策の一層効果的な推進を図るとともに、今後本市が取り組むべき施策のあり方を検討するための市民意識調査を実施します。

#### (2) 就学前教育

一人一人の子どもの背景や生活課題を掴みながら子どもの成長・発達を支援し、豊かな感性と実践力を身につけた仲間づくりを進め、人権を大切にする心を育てる保育を推進します。

#### (3) 学校における部落問題学習

各小中学校で児童生徒、地域の状況に応じて、部落問題について学習していきます。児童生徒が部落問題の不合理さや人権を尊重していく生き方を学べるよう、児童生徒の状況に応じた学習過程や教科、領域の特質に応じた学習となるよう配慮するものとします。

#### (4) 同和地区の児童生徒の学習・進路保障に向けた支援

同和地区の児童生徒の生活課題を把握し、学校、家庭、地域が連携した地区学習会の実施に向けて推進体制の強化を図ります。地区学習会では学力向上・進路保障に向けた支援をするとともに、児童生徒の学ぶ意欲を育てるために、身近な人たちの生き方に学ぶ取り組みを推進します。

#### (5) 保護者学習

幼稚園・保育所、学校と連携し、家庭や地域で差別解消に立ち向かう人にどう育てていくか等、部落問題学習や子育てについて保護者自らの学習会を取り組む等保護者会活動の充実に努めます。

#### **(6) 同和地区住民の学習機会の提供**

同和地区住民が、地域や職場のなかで自らの社会的立場に誇りを持ち、意欲を持って社会参画できるよう学習支援を充実し、各年齢階層に応じ住民生活に直結した多様な学習機会と情報の提供に努めます。

#### **(7) 同和地区の伝統文化の継承**

幼稚園・保育所、学校等との緊密な連携を図り、同和地区住民や団体の自発的な地域活動を支援し、同和地区に受け継がれている伝承文化の掘り起こしと保存活動を奨励します。

#### **(8) 公正な選考採用に向けた体制の整備**

倉吉市同和対策雇用促進協議会を充実させ、倉吉市同和问题企業連絡会等との情報交換を行い、県・ハローワーク・倉吉商工会議所等と連携し、倉吉市同和问题企業連絡会に未加入の企業や事業所へ応募者の適性と能力を基本とする公正な選考・採用が行われるよう啓発に努めます。

#### **(9) 改良住宅譲渡の推進**

入居者の意思を尊重し、生活状況を踏まえながら改良住宅の譲渡を進めます。

#### **(10) 農業の育成**

同和地区農家の経営改善を図るため、農業情勢を見極めつつ各種の事業、施策を活用しながら農業用施設や農機具の導入等の支援に努め、生産性の向上や作業労力の省力化による農業経営の維持と振興を図ってきました。

今後、地域農業を維持していくには、それぞれの地域の実情に応じた多様な農業者を育成していくことが必要です。このため、魅力とやりがいのある力強い農業を実現し、地域農業の将来を支える認定農業者や集落営農組織等の担い手や新規就農者を確保・育成するとともに、安定した経営が展開できるよう地区住民の自立意欲と社会参加能力の啓発に努めます。

## 第2節 障がいのある人の人権保障の実現

倉吉市では、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、互いに個性と人格を尊重し合い、自分の誇りを持って住み慣れた地域でいつまでも生活できる「共に生きる社会」（ノーマライゼーション社会）の実現をめざす「倉吉市障がい者計画」を2007年（平成19）3月に策定しています。その内容は、自立支援システムの構築し、地域での生活を支える施策となっています。

しかし、市民等の障がいのある人の人権に対する意識や理解が進んできていますが、差別や偏見があります。今後も、障がいのある人の人権を尊重する社会づくりをめざし、市民等の人権意識を高めるため各種の広報や行事を行うとともに、就学前教育、学校教育や地域での啓発活動に努める等、障がいの内容について理解の促進を図る必要があります。

そして、障がいのある人の自己実現を図るため、障がいの種類・状況に応じた教育環境の整備と障がいに応じた伝達方法である手話、要約筆記、点字、朗読等の通訳を通じた情報提供を行う等、学習権の保障が重要です。

今後は、市民等へのノーマライゼーションやバリアフリー、ユニバーサルデザインに対する理解や普及にさらに努め、交流やふれあいの機会を多く設け、障がいの有無にかかわらず学校や地域社会で共に社会の一員として人格や個性が尊重され、安心して自立した生活を営むことができるよう、人権擁護と市民への啓発活動の推進に努めます。

### 現状と課題

#### （1）自立支援

ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが平等に社会の一員として生活し、活動することができる社会が求められています。そのため、障がい者地域生活支援センターの相談支援体制を充実させ、身体・知的・精神等の障がいのある人への相談支援に努め、社会の一員として自立し生きがいがあり安心して日常生活を営むことができるよう、市民の理解を深める啓発、交流活動の推進と、人権侵害の救済と権利擁護の体制の整備を図り、地域社会での自立を支援していく必要があります。

#### （2）就学前教育

幼稚園・保育所では、障がいのある乳幼児の保育を行っています。近年、アスペルガー症候群（\*）等発達障がいに対する認識がなされ、幼児期からの支援の重要性が指摘されています。

様々な支援の必要な子どもたちに適切な保育を行うとともに、保護者への支援が必要であり



関係機関等と連携して取り組みを進めています。

### (3) 学校教育

学校内では、特別支援学級と通常学級との日常的な交流や倉吉養護学校との交流が行われています。また、体験活動や調査活動等、身近な地域の障がいのある人との交流を行うなど障がいに対する理解を進めています。

発達障がい等を含めた障がいの種類、状況が多様化しており、個々の児童生徒の状況に応じた支援が求められています。この様な状況の中、就学前教育と小学校との連携が進み、早期支援の体制ができつつあり、小中学校での特別支援学級の入級児童生徒は増加傾向にあると同時に、発達障がい等のある児童生徒のための通級指導教室の設置も行われています。今後さらに、本人や保護者の願いを受けて、就学前教育、小学校、中学校、特別支援学校、そして高等学校の連携を進めていく必要があります。

### (4) 交流学習

倉吉養護学校や自閉症・発達障害支援センター、児童相談所等福祉機関との連携を図ることが重要です。また、特別支援学校をはじめ、障がいのある人や家族、支援者たちとの交流やふれあいを通じて思いや願いを聞くことが大切であり、学校や地域での交流学習の充実が求められています。

### (5) 啓発活動

身近な生活の中で、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生活していくことが必要です。そのためには、障がいのある人の立場に立ったバリアフリーの考え方やその具体的な取り組み、さらにはユニバーサルデザインに対する理解や普及等によって、障がいや障がいのある人に対する差別や偏見を解消することが求められます。

## 主な施策の方向・方針

### (1) 福祉施設職員の研修

福祉施設に入所している障がいのある人の生活実態を把握し、虐待防止や個人のプライバシー等の人権が守られ、安心した生活ができるよう条件整備や施設職員の資質向上に努めます。

### (2) 当事者グループの育成と家族会への支援

病気や障がいで地域の中で孤立することがないように相談支援を充実し、同じ問題を抱える者同士が悩みを打ち明け、意見交換し、問題解決に向け互いに援助し合う当事者グループの育成と家族会への支援を図ります。

また、精神障がいのある人の相談支援体制の充実に努め、関係機関等と連携して支援に

取り組みます。

### **(3) 学校等における障がいについての理解・交流学習の推進**

障がいの有無に関わらず共に生活していくために、乳幼児期から年齢に応じて、障がいに対する理解を深めるとともに、交流学習を行う等共に生きるための実践的な学習を推進します。

### **(4) 保育所入所児巡回相談**

子どもに対して適切な保育を行うため、医師等を派遣して保育所を巡回し、相談から個別支援計画の作成等継続した支援に努め、保育士や保護者への相談や支援を行います。

### **(5) 医療知識の普及**

障がいのある人が、地域社会で共に社会の一員として安心して自立した生活が営むことができるよう、また、精神障がい等がある人には本人に適した医療サービスが受給できるよう人権擁護と市民への啓発活動の推進に努めます。

### **(6) 障がいに応じた支援の充実**

児童生徒の障がいの状況に応じて、「知的障がい」「自閉症・情緒障がい」「聴覚障がい」「肢体不自由」「病弱」等の学級を開設し、必要な支援を行います。

### **(7) 子どもの発達支援体制整備**

特別な支援を要する子どもに対し、保健・医療・福祉、教育、就労等関係機関が連携して相談機能を充実し、早期の気づきから適切な支援へとつなげるとともに、ライフステージごとの支援のネットワークづくりと、乳幼児期から成人へとつながる系統的な支援体制づくりを進めます。

### **(8) 交流活動の推進**

健常者が、障がいのある人や障がいの理解を深め違いを認め合い、障がい者地域生活支援センター等と連携し、障がいのある人が公用・公共施設を気兼ねなく活用でき、安心して生活できるよう支援するなかで地域で共生することの大切さを学び、地域ぐるみでサポートできるよう住民への啓発と交流活動を推進します。

### **(9) 指導者及びボランティアグループの育成**

障がいのある人が積極的に社会参画でき、各種事業を通じてお互いが交流と理解し合えるよう、各種障がいに的確に対応できる指導者とボランティアグループの育成、支援に努めます。

### **(10) 障がいのある人への学習機会の提供**

障がいのある人の学習ニーズに応じた学習資料及び学習機会の提供に努め、手話通訳や

要約筆記等のスタッフが配備された学習会・講座や諸行事などの情報提供を行うとともに、障がいのある人が参加しやすい学習環境の整備に努めます。

#### (11) 各種情報の提供と情報機器の充実

障がいのある人の自立を支援するため、その実態を把握し、障がいの特性に応じた情報提供や情報機器の助成に努めます。

#### (12) 盲導犬への理解促進

商店やスーパー、レストラン等へ盲導犬への理解を得られるよう啓発に努め、障がいのある人の日常生活を支援します。

#### (13) 雇用に向けた啓発の促進

障がいの特質を理解し障がいのある人の雇用促進を図るため、就職支援研修会の開催や企業訪問等を充実します。

#### (14) 就労支援事業所等の充実、授産施設への支援

障がい福祉サービス事業(就労移行支援事業・就労継続支援(A型・B型)事業等)の充実に努め、企業等への周知や授産施設への支援等、障がいのある人へ働く場や就労機会の拡大に努めます。

#### (15) 住環境の整備

バリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、障がいのある人がいきいきと自立した生活ができるよう快適な生活環境の整備を推進します。

#### (16) 住宅の整備

介護を要する高齢者をはじめ、様々な障がいのある人の生活の安定や居住環境の整備充実に努めるため、介護保険や障害者自立支援法における住宅改修・福祉用具・日常生活用具等の適正な給付や住宅改良資金助成制度等の各種制度の周知に努めるとともに、住み慣れた自宅や地域で自立した生活ができるように住宅改良等の相談に努めます。

### 第3節 男女の人権が尊重される社会の実現

21世紀を人間性豊かな社会として確かなものにするために、男女がお互いの生き方、考え方を認め合い、それぞれが持つ個性や能力を自分らしく発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会の形成が求められています。

男女の平等は、様々な法律や制度の上で保障されています。しかし、政策決定の場において女性が少ない等、依然として家庭や地域、職場など様々な場面で男女間の不平等を感じることも多い実態があります。また、男女の生き方も多様化し、固定的な考え方では対応できなくなってきています。そして、配偶者等パートナーからの暴力(DV\*)の問題も、男女共同参画社会の実現を妨げる要因の一つにもなっています。

少子高齢化の進行、産業構造・就業構造の変化・家族形態の多様化、国際化・情報化の進展等、社会構造も大きな変革の時を迎えています。このような社会の変化に対応し、豊かで活力ある社会づくりを進めていくためにも、すべての人の人権が尊重され、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

これらの課題に対応するため、2005年(平成17)4月に市民参加による「倉吉市男女共同参画推進条例」を施行しました。本市の男女共同参画社会づくりのための基本理念を下記のとおり定め、一人一人が自分らしく輝くまち「くらよし」をめざして男女共同参画を推進しています。

- 1 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を発揮でき、男女の人権が尊重されること。
- 2 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- 3 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

さらに、今後の施策の方向性を示すものとして、倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を踏まえて、2011年(平成23)3月に「第4次くらよし男女共同参画プラン」を策定しました。

これは、男女が共に支え合い、それぞれの個性と能力を発揮できる、豊かで活力にあふれたまちをめざし、お互いの人権を尊重し、責任も分かち合い、社会のあらゆる分野に等しく参画できる環境づくりを推進していくことをめざしたものです。

## **現状と課題**

### **(1) 配偶者等パートナーからの暴力(DV)**

本市の2009年度(平成21)の配偶者等パートナーからの暴力(DV)の相談件数は、5件報告されています。近年では、2001(平成13)年の「DV防止法」施行にともない、著しい人権侵害であるとの認識が高まり、2009年度(平成21)の相談件数は中部地区で111件もあり、関係機関への相談、届出件数が増加しています。

### **(2) 男女共同参画**

これまでの市民等の意識の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画はただ単に女性の問題ではなく、男性も含めたすべての市民に関わるとの認識を深めるため、幼稚園・保育所、学校、家庭、地域、職場等を通じた学習活動を行い、あらゆる機会を通じて広報・啓発に努め、被害者が人権侵害や苦情等が訴えやすい相談体制となるよう努めるとともに、地域・職場での差別的な扱いが放置されないよう啓発活動の推進が重要です。

## **主な施策の方向・方針**

### **(1) 相談窓口の充実**

配偶者等パートナーからの暴力(DV)に関する相談体制の充実に努めるとともに、被害者及びその家族の一時保護、自立に向けて、母子生活支援施設(\*)、婦人相談所等関係機関と連携を図り、被害者及び家族の支援を行います。

### **(2) 保護者会・PTA会員への啓発**

教育機関や社会福祉施設等において、配偶者等パートナーからの暴力(DV)被害者のプライバシーを擁護し、人権が尊重されるよう幼稚園・保育所、学校における保護者会・PTA会員への啓発に努めます。

### **(3) 企業の職員研修の促進**

関係機関と連携し各職種の企業において、男女共同参画の視点に立った職員研修の促進に努めます。

### **(4) 啓発活動の推進**

配偶者等パートナーからの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメント(\*)、パワーハラスメント(\*)等に対する正しい認識を広めるための学習機会や情報提供を行い防止に努め、家庭や学校、地域において、男女の人権尊重が理解されるよう市民をはじめ企業等へ啓発活動に努めます。

#### (5) 推進組織の充実

乳幼児期から成人、高齢期にわたるすべてのライフステージにおいて、男女が平等なパートナーとして互いに協力し、様々な活動に参画していけるよう、男女平等意識を定着させるため、くらし男女共同参画推進スタッフ等の推進組織の支援に努めます。

#### (6) 各審議会・委員会への登用

女性があらゆる政策決定の場へ参画することの重要性について市民へ啓発するとともに、各種女性団体等へ情報提供等を行い具体的な行動の支援に努め、審議会・委員会における女性登用率を40%に設定し、女性の参画を図ります。

#### (7) 就学前教育

すべての子どもが性別にとらわれることなく、一人一人の違いや良さを認め合い、あるがままの自分を大切に生きていくことができるよう、乳幼児期の男女平等意識の育成に努めます。

#### (8) 学校教育

男女の人権が尊重される社会の実現に向けて、互いに個性を持った一人の人間として尊重し合うとともに、一人一人が能力や個性を十分に発揮でき男女が共に支え合って生きていくことを学習する男女共生教育の推進に努めます。

#### (9) 社会教育

男女共同参画は、ただ単に女性の問題ではなく男性も含めたすべての市民に関わる人権問題として捉えられるよう、家庭、地域、職場を通して女性の人権に関する理解を促進するための学習・啓発活動の推進に努めます。

#### (10) 就労・雇用の促進

男女が共に仕事と家庭の両立が図れるようワーク・ライフ・バランスを促進し、育児休業及び教育活動への参加や介護休業制度等企業への啓発に努め、職場における労働条件の整備や各種制度の利用を推進します。

#### (11) ひとり親家庭への支援

近年、ひとり親家庭が増加しており、子育てや就労、生活全般に亘る支援が必要となっています。ひとり親家庭への相談及び支援を「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」に基づいて実施します。



## 第4節 先住民族の権利回復の実現

本市では、1994年(平成6)9月議会でアイヌ民族の権利回復を求める「アイヌ新法」の早期制定を求める意見書を採択し、全市民の総意をもってその実現に努めてきました。その後、1997年(平成9)5月に「アイヌ文化振興法」が制定され、制定10年の節目の年の2007年(平成19)に、市民が普段から接することのない豊かなアイヌの文化に触れながら、アイヌ問題について一緒に考えるフェスティバルを、2008年(平成20)にはアイヌ文様作品展を開催し、先住民族の権利回復の実現をめざす取り組みを行いました。

今後は、アイヌの人々の誇りであるアイヌの伝統文化が置かれている状況を踏まえ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する市民の知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、我が国の多様な文化の発展に寄与し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けて啓発を推進していくものです。

### 現状と課題

民族と民族の真の平等が達成され、普遍的な人権保障が確立される社会をめざす必要があります。アイヌ民族の権利回復の実現に向け、関係機関や団体等と連携し情報収集に努めながら、アイヌ民族の文化や差別の実態を正しく理解する学習機会の拡充を図ることが必要です。

### 主な施策の方向・方針

#### (1) 啓発活動

社団法人北海道アイヌ協会等と連携し、アイヌ民族の歴史や文化、差別の実態を正しく理解するため学習機会の拡充や情報提供等、啓発活動に努めます。

#### (2) 学習活動の支援

財団法人アイヌ民族博物館等と連携し、先住民族としてのアイヌ民族に対する正しい理解を深め、世界の先住民族(他民族)に関する図書、教材、人権図書や視聴覚教材・機器の整備、市民の学習活動の支援に努めます。

## 第5節 外国にルーツを持つ人の人権保障の実現

外国人登録者数は、鳥取県内で約4,300人、本市で259人(平成23年2月末現在)です。そのうち在日韓国・朝鮮籍の人は77人で、約30%を占めています。その多くは、歴史的経緯によって我が国に定住するようになった人たちとその子孫です。

また、結婚、就労等の様々な目的で市内に居住する外国にルーツを持つ人も増加しており、市民等の身近なところに暮らしておられます。本市においても、韓国との国際交流活動も推進しており、国際的な視点に立った人権尊重の社会づくりも重要になっています。

しかしながら、現状では在日韓国・朝鮮籍の人をはじめ外国にルーツを持つ人への偏見や差別の現実があり、国際理解の推進と交流活動、国際的な人権問題を考える講演会や研修会等を開催するなかで、外国にルーツを持つ人が安心して暮らしていけるよう、(財)鳥取県国際交流財団や在日外国人団体と連携しながら、日本語講座や相談窓口の設置、外国語表記による生活情報等の提供、市民との交流の推進、外国にルーツを持つ人への価値観、言語、文化、習慣についての理解を深める国際理解教育の推進等に取り組んでいくことが求められています。

今後は、外国にルーツを持つ人の人権を尊重するために、国籍や民族等の異なる人々が互いに異なる価値観、言語、文化、宗教、習慣等を学び合い認め合うことにより相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心して快適に暮らし、自らの民族文化を誇りに持ち、文化的誇りを持てる環境づくりに向けて、市民への啓発活動を推進していくものです。

### 現状と課題

#### (1) 啓発の推進

外国にルーツを持つ人が増加しているなか、外国にルーツを持つ人の人権に関する問題を学習することを通じて、乳幼児期から人権尊重を基盤としながら自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育て、民族・国籍・文化の違いを越えて、地域において外国にルーツを持つ人との交流を促進し、多文化共生社会の実現に向けた啓発を推進する必要があります。

#### (2) 外国にルーツを持つ人の人権保障

外国にルーツを持つ人の日常生活上には、国籍条項(\*)、地方参政権、無年金、医療、住宅、労働、教育等の課題があり、各課・関係機関ができる限り多言語で情報提供する機会や場所に配慮し、日本語学習の支援、通訳の支援、生活相談等の体制づくりに取り組み、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らし、自らの民族文化を身につけ、文化的誇りを持て

る環境づくりが必要です。

### (3) 偏見による差別

外国にルーツを持つ人やその家族に対しては、外見や名前、言語や生活文化等の違いから、日本国籍の有無に関わりなく民族的な偏見・差別が根強くあります。

### (4) 多文化共生理解

国際結婚による配偶者間の多文化共生理解の不十分さや言語の違いから、配偶者間のDVの事例の深刻化が指摘されています。

### (5) 就学前教育

国際化の進展の中、幼稚園・保育所にも外国にルーツを持つ人の乳幼児が入園するようになってきています。保育者が国際理解教育への理解を深め、子どもたちの国際的な人権感覚を高める保育実践が必要です。

### (6) 学校教育

外国にルーツを持つ子どもが民族や母国に対する誇りを持ち、自己のアイデンティティー(\*)を確立できるように支援するとともに、すべての子どもが共に学び、共に育つことができる仲間づくりに取り組むことが大切です。また、外国にルーツを持つ子どもの保護者に対しても、子どもたちの成長を支えることができるよう支援していくことが必要です。

### (7) 公的医療保険・年金制度、介護保険制度の加入状況

本市に外国人登録を行っている人の国民健康保険への加入状況は、2010年(平成22)11月30日現在で49人です。しかし加入については、1年以上我が国に滞在すると認められる者となっています。

また、国民年金については、加入条件は日本人と同様で、2010年(平成22)11月30日現在、第1号被保険者が48人、第3号被保険者が31人です。今後も、外国にルーツを持つ人が安心して生活するための基盤である、医療、保健、育児、公的医療保険・年金制度、介護保険制度等の情報提供を行い、生活に必要な支援が必要です。

## 主な施策の方向・方針

### (1) 啓発推進

外国にルーツを持つ人が、学校や地域社会で等しく安心して自立した生活を営むことができ、外国語版表記による情報提供や生活と結びついた学習機会の提供に努めるとともに、国籍や民族等の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観等を学び認めることにより相互理解を深め、市民等が多文化共生社会の実現に向けた啓発に努めます。

### (2) 日本語学習の支援

(財)鳥取県国際交流財団と連携し、外国にルーツを持つ人が地域や職場で安心して生活できるよう日本語学習の支援を図ります。また、外国にルーツを持つ児童生徒等の日本語能力を把握し、一人一人の実態に応じたきめ細かな学習指導に努め、本人、保護者へ学校生活に関することや進路に関する情報提供を積極的に行い、不安解消を図ります。

### **(3) 国際理解教育の推進**

それぞれの校区や地域で外国にルーツを持つ人との交流活動や研修会等を実施し、多文化共生理解や外国にルーツを持つ人の人権問題について認識を深め、国際理解教育を推進し、お互いの違いを認め合い、相互関係を深め、共に生きる社会を実現しようとする意欲を持つ児童生徒の育成に努めます。

### **(4) 相談支援等の充実**

外国にルーツを持つ児童生徒やその保護者が、孤立したり、不利益を被ったりすることがないように、生活、福祉、医療、教育等の相談に対応し必要な支援に努めます。

### **(5) 審議会・委員会への登用促進**

外国にルーツを持つ人の社会参画の促進を図るため、当事者の意見や要望が施策に反映できるよう、各審議会・委員会への登用の促進に努めます。

### **(6) 就労支援**

外国にルーツを持つ人の就職差別解消に向けて、企業・事業所に対し関係機関と連携し雇用環境の改善に向けて事業主への指導・助言を効果的に行います。

### **(7) 交流活動**

すべての人が住みやすいまちづくりを目標に外国にルーツを持つ人との交流を深め、お互いが理解し合える地域づくりに努めます。

## 第6節 子どもの人権保障の実現

子どもには生まれたときにすでに持っている「権利」があります。その権利を守るため、国連で1989年(平成元)に「子どもの権利条約」が採択され、日本でも1994年(平成6)にこの条約が批准されました。この条約でも、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの基本理念をもとに、子どもの権利を守ることが位置づけられています。子どもたちが、人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情をもって育てられ、健やかに成長していけるよう、子どもや子育てへの支援を進めていく必要があります。

本市では、2004年度(平成16)に「倉吉市次世代育成支援行動計画」(前期計画 平成17年度～平成21年度)を策定し、現在後期計画(平成22年度～平成26年度)に基づき、子どもの成長や子育てを支援する環境の整備や仕事と子育ての両立支援等の取り組みを進めています。

次代を担うすべての子どもたちにとって、特に乳幼児期において、大人への信頼感や自尊心が育ち、豊かな人間関係を育む基礎を培うことができるよう、地域をあげての取り組みの更なる充実が求められています。

### 現状と課題

#### (1) 不登校・いじめ

不登校児童生徒(年間30日以上欠席者)の割合は、2009年度(平成21)は、小学校では0.78%で、ここ4年間全国平均より高い状況が続き、中学校では2.25%で、全国平均より低いものの2006年度(平成18)以降上昇傾向が続いています。一度不登校の状態になりながら年度末には改善している例も多く見られますが、新たに不登校の状態になる児童生徒も少なくないなどの課題も見られ、さらに相談体制を強化していく必要があります。

また、近年ではいじめについては報告されていませんが、日頃から、様々な子どもの生活について注意深く観察し、いじめを許さない学校づくりを進めることが大切です。

#### (2) 児童虐待

全国的に児童虐待が増加し続ける中、本市の2009年度(平成21)の児童虐待は7件報告されています。2004年(平成16)に児童福祉法が改正され、2005年(平成17)4月から児童に関する相談窓口を市町村に設置することとなり、本市においても家庭児童相談の体制を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会を設置して児童虐待の予防対策及び早期の介入・支援対策を進めてきた結果、虐待件数は減少傾向にあります。

今後においても、子育て世帯の孤立化を防ぎ、子育てへの不安や負担感の軽減を図り、安

心して子育てができるよう支援を充実していくことが必要です。

### **主な施策の方向・方針**

#### **(1) 一人一人を大切にした学校運営の充実**

いじめは児童生徒の人権に関わる重大な問題であることを認識し、いじめを許さない学校づくりを行います。そのために、児童生徒一人一人の生活や人間関係の把握に努めるとともに、児童生徒を取りまく保護者や地域の人々と連携し、子どもの自尊感情やコミュニケーション能力(\*)を高める取り組みを充実させます。また一人一人の個性、能力、適正等に応じて「個」を生かす指導等、それぞれの分野で自らの力を伸ばすことのできる児童生徒を育む視点に立ち、基礎学力の向上と進路保障の取り組みを推進します。

#### **(2) 家庭児童相談機能の充実**

家庭児童相談室を相談窓口として、児童相談所、児童福祉施設等関係機関と連携して相談機能の充実を図ります。

#### **(3) いじめ、不登校等についての対応**

いじめ、不登校等についての児童生徒や保護者の悩みに対して、教員やスクールカウンセラー等による教育相談体制を充実させるとともに、中部子ども支援センターをはじめとする関係機関との連携を強め、「個」に応じた支援を行います。

#### **(4) 児童虐待等への対応**

児童虐待等要保護児童を早期に発見し、早期に対応するため、幼稚園・保育所、小学校、中学校での日常的な観察や相談機能を充実するとともに、児童相談所、児童福祉施設等の関係機関と連携して予防対策、支援対策を推進します。

#### **(5) 子育て支援の充実**

家庭児童相談員、保健師等専門職の配置によるほか、子育て支援センター、幼稚園・保育所、学校等の保健・福祉、教育機関等が連携して、子どもや子育てに関わる様々な支援の充実に努めます。

#### **(6) 健康教育の推進**

すべての児童の成長発達を適切に支援するため、保健師、幼稚園・保育所、学校職員等への系統的な研修を実施し、保護者等を対象にした健康教育・食の教育・保健指導・相談等の充実を図ります。

#### **(7) 子どもの権利に関する啓発**

社会教育施設等が連携して、子ども自身が「子どもの権利条約」について学び、理解できるよう発達段階に応じた学習を行います。また、PTA、地域において、子どもの権利について学



ぶため、「子どもの権利条約」等の研修機会の提供や啓発に努めます。

#### (8) 子どもの居場所づくり

児童館・児童センターや社会教育関係団体等が連携し、児童館・児童センターや公民館を活用し、子どもたちが安心して過ごせる場所の提供や青少年を対象とした事業への子どもの参画を働きかける等、地域の中で主体的に活動できる場の充実を図ります。

## 第7節 高齢者の人権保障の実現

少子・高齢化の進行や核家族化等により、地域で支え合うまちづくりの充実が求められています。老いも若きも女性も男性も住み慣れた地域で、年齢、国籍、障がいの有無に関係なく、同じ社会の一員として安心していきいきと暮らせることが重要です。

2000年(平成12)から始まった介護保険制度は、21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため創設され、2006年(平成18)には介護予防重視型システムへの転換、地域包括支援センターや地域密着型サービス等の新たなサービス体系の確立等、持続可能な制度への見直しが行われました。

本市では、「第4期倉吉市高齢者福祉・介護保険事業計画(平成21～23年度)」を策定し、介護予防や介護体制の確立をより一層推進するとともに、2009年(平成21)から始まった介護従事者の確保、処遇改善等を目的にした介護報酬改定や医療制度改革の一環として行われる療養病床の再編制等への対応が重要であります。また、要介護高齢者の半数は認知症であり、その数が今後も更に増加すると見込まれることから、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立も急務であります。

2015年(平成27)には、団塊の世代が高齢者となるとともに、高齢者の独居世帯及び高齢者夫婦のみの世帯や認知症高齢者の増加が見込まれます。このような将来の予測のもと、高齢者が安心して暮らすために、介護保険事業の中長期的な安定的運営を確保することが必要であり、高齢者も社会の一員として、その知識や経験を活かして社会に貢献するとともに、高齢者一人一人がいきいきと健康で楽しく自立した生活を送ることができる社会づくりを推進していきます。

### 現状と課題

#### (1) 高齢者虐待

本市では、高齢者が安心して生活できる地域づくりをめざし、2005年(平成17)に高齢者虐待防止条例を制定しました。高齢化率は、2010年(平成22)年11月末現在約27%となり、本格的高齢社会を迎え、身体能力の低下や認知症の症状のため介護を必要とする人が増えています。

また、認知症や寝たきりの高齢者の介護は介護者の肉体的・精神的な負担が大きく、介護疲れによる高齢者虐待の要因にもなっています。高齢者に対する虐待は、家庭内や施設内で起きることから表面化しにくい現状があります。早期発見と相談体制の整備及び関係機関との連携を図り、高齢者に対する身体的な暴力や言葉による虐待、介護放棄等の問題に対応し

ていく必要があります。

## (2) 介護

本市では、要介護高齢者の数は、今後も増加が予想されます。このため、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして充実した介護サービスの提供を行うとともに、高齢者ができる限り寝たきりにならず、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように支援することが必要です。

### 主な施策の方向・方針

#### (1) 相談体制の充実

介護等を必要とする高齢者の人権が保障され、安心して生活できる地域づくりをめざし、高齢者虐待への対応と高齢者介護や生活についての総合的な相談体制の充実を図り、関係者に対し積極的な情報提供に努めます。

#### (2) 福祉施設等への啓発

福祉施設職員及び病院職員等へ高齢者の人権尊重についての啓発に努めます。

#### (3) 就学前教育

高齢者との交流を通して思いや経験にふれるなかで、高齢者への尊敬や大切にすることを育てます。

#### (4) 学校教育

高齢者との交流を通して、その思いや願い、豊かな知識や経験を児童生徒に伝え、先人の知恵と体験や経験にふれるなかで、高齢者への尊敬や大切にすることを育てます。また、高齢者の置かれた状況を人権保障の視点で捉えることを通して、家族で、また地域で、共に生きる社会づくりを進める意欲を養います。

#### (5) 社会教育

長年にわたり社会を支え貢献してきた高齢者に対して、敬意をもって接するとともに、その培われた知識や経験を地域社会の中で発揮でき、高齢者自身がいきいきと地域で日常生活が送れるよう、学習や活動機会の提供に努めます。

#### (6) 高齢者を主体にした地域づくり

高齢者が社会を構成する重要な一員として、地域の中で積極的な役割を果たしていくことができる社会を実現するため、地域で暮らす高齢者へ敬意を持って接するとともに、高齢者自身が住み慣れた地域で培ってきた知識や経験を地域社会の中で発揮し、高齢者の価値観や自主性を尊重しながら社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

#### (7) 地域福祉の充実

高齢社会の進展に対応するため、地域包括支援センター等の関係機関、団体との連携を図り、「倉吉市高齢者福祉・介護保険事業計画」に定められたサービス目標を着実に実施し、また、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で自立でき、健康で生きがいを持ち、心豊かに過ごせるよう各種事業の推進に努めます。

#### **(8) 認知症の対応と啓発**

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするため、市民誰もが自らの問題として認識し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくよう、市民をはじめ企業、地域等への啓発を推進します。

#### **(9) 事業者への啓発と相談活動**

介護支援専門員や介護サービス従事者の研修等の積極的な取り組みや情報の開示、さらには地域密着型サービスを提供する事業者と地域の関係機関との連携等について事業者に働きかけるとともに、利用者の苦情や不安、不満等への適切な対応に努めます。

#### **(10) 介護保険制度の啓発**

介護が必要となっても自立して生活するため、必要に応じたサービスが利用できるよう支援するとともに、いつでも誰もが安心して医療が受けられ、市民一人一人が健康を保持し、安心して生活できる高齢社会の実現に努めます。また、安定した事業運営を確保するため、介護保険外の介護予防対策、生きがい対策を充実し、要介護状態への移行を防ぎ、健康生活への意識啓発を図ります。

#### **(11) 住宅環境**

安全で安心して暮ることができる住環境の形成をめざし、介護保険制度の周知を図るとともに介護に必要な住宅改修の支援に努め、バリアフリー化を推進し快適な住宅環境の整備に努めます。

## 第8節 その他マイノリティの人権保障の実現

2010年(平成22)3月に改正した「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の前文に、マイノリティの人権課題を明記し、重要な人権課題として位置づけることとしました。

HIV感染者(\*)、エイズ患者、ハンセン病元患者、難病に関わる人、性同一性障がいのある人、刑を終えて出所した人等の個別の人権課題に対する偏見や差別の解消を図るための教育・啓発や相談・支援体制の整備を図ります。

### 1 HIV感染症等の病気から生じる人権課題

#### 現状と課題

##### (1) 市民啓発

HIV感染症、エイズ、ハンセン病、難病等の病気に対する正しい知識と理解の不足から、病気に関わる人々に対する人権侵害が生じています。各種様々な病気についての啓発や学習活動を推進し、病気や病気に関わる人に対する偏見や差別の解消が必要です。

##### (2) プライバシーの保護

HIV感染症、エイズ、ハンセン病、難病等の病気に対する偏見があるため、患者のプライバシー保護と人権の擁護に努め、患者が安心して医療を受けられ、家族の生活が守られるように努める必要があります。

##### (3) 相談・支援体制

HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者(特定疾患(\*)は、病気の種類が多く、対象者の把握が困難なため住民への周知が難しい等の問題がある)に対する相談・支援体制の充実が求められます。

#### 主な施策の方向・方針

##### (1) HIV感染症等の病気に係る学習機会の提供

学校、地域において、HIV感染症、エイズ、ハンセン病、難病等の病気に対する正しい知識と理解を深め学習活動を推進します。

##### (2) 医療提供体制の充実

安心して保健、医療、福祉や行政のサービスを受けることができ、権利が保障されるよう関係従事者の理解と資質向上を高めるとともに、医療サービス等の拡充に努めます。

##### (3) 啓発活動の充実

市民等が、差別や偏見を生まざらぬ噂に惑わされないようにするためには、市民等が病気について正しい理解と知識を持つことが重要であり、社会全体の理解を深めるため市民等

への啓発活動の充実に努めます。

## **2 刑を終えて出所した人、罪や非行を犯した人とその関係者**

### **現状と課題**

刑を終えて出所した人、罪や非行を犯した人やその家族に対する差別意識や偏見があるため、就職差別や悪意のある噂が流布したり、住居等の確保が困難である等の課題があります。これらの人が通常の社会生活を営むためには、本人の更生意欲とあわせて周囲の理解と協力が必要です。

### **主な施策の方向・方針**

#### **(1) 啓発活動の推進**

刑を終えて出所した人、罪や非行を犯した人やその家族が社会の一員として円滑な生活を営むため、本人の更生意欲だけではなく市民の偏見や差別意識の解消に努めるとともに、地域社会が理解し協力できるよう啓発に努めます。また、倉吉警察署等と連携し、罪や非行の防止に努めます。

#### **(2) 更生保護事業の充実**

更生保護についての啓発を行うとともに、更生保護団体の支援に努めます。

## **3 犯罪被害者への支援**

### **現状と課題**

#### **(1) 鳥取県の取り組み**

2008年(平成20)6月に、県では犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例が制定され、被害者の支援施策を実施することを定め、その具体的支援策定を盛り込んだ鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画を2009年(平成21)3月に策定しています。

具体的には、2008年(平成20)6月にとっとり被害者支援センターが開設され、同年10月から被害者からの相談対応や具体的な支援活動が行われています。

#### **(2) 被害者の現状**

殺人、強盗、強姦等の犯罪や交通事故により、多くの方々が被害者となっています。これまで、被害者に対する社会の理解は十分とは言えず、被害者は犯罪による身体的、精神的、経済的な直接被害だけではなく、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷等、被害後に生じる副次的な問題に苦しめられてきました。

### **主な施策の方向・方針**

#### **(1) 啓発活動の推進**



社会全体で被害者の人権擁護と支援をする社会づくりを推進するため、倉吉警察署等と連携し、市民等への啓発に努めます。

## (2) とっとり被害者支援センターへの支援

とっとり被害者支援センターへの活動支援に努めます。

## 4 性的マイノリティ

### 現状と課題

性同一性障がいのある人(\*)、同性愛者、異性装者、両性の特徴を併せ持つ状態の人等の性的マイノリティは、社会的に異質なものとして、雇用面における差別や性区分を前提とした社会生活上の制約を受ける等の問題があります。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により戸籍上の性別変更が可能となり、本市では、各種啓発活動とともに、2003年度(平15)には性同一性障がいの人の人権保護として、印鑑登録証明書等79件の行政文書から性別記載の削除を行っています。

しかし、一般的に性的マイノリティへの理解度は高いとは言えない状況です。

### 主な施策の方向・方針

#### (1) 啓発活動の促進

性的マイノリティの人々への差別や偏見が解消されるよう、関係機関・団体と連携・協働して、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制度を含め企業への啓発や市民への正しい認識と理解を進めます。

## 5 拉致問題

### 現状と課題

北朝鮮当局による拉致問題について国は17名を拉致被害者として認定しています。しかし、何ら進展が見られず、拉致被害者家族も高齢化が進み一日も早い全面解決が望まれています。県内にも拉致被害者として認定された事案があり調査が進められているところです。

本市においても、人権問題として拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるため、拉致問題啓発パネル展や講演会等が開催されています。

### 主な施策の方向・方針

#### (1) 啓発活動の推進

拉致問題に対する市民の認識を深めるため、県、他市町村、関係団体と連携しながら学習機会や情報提供に努め、啓発活動を積極的に進めます。

# 第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画体系図

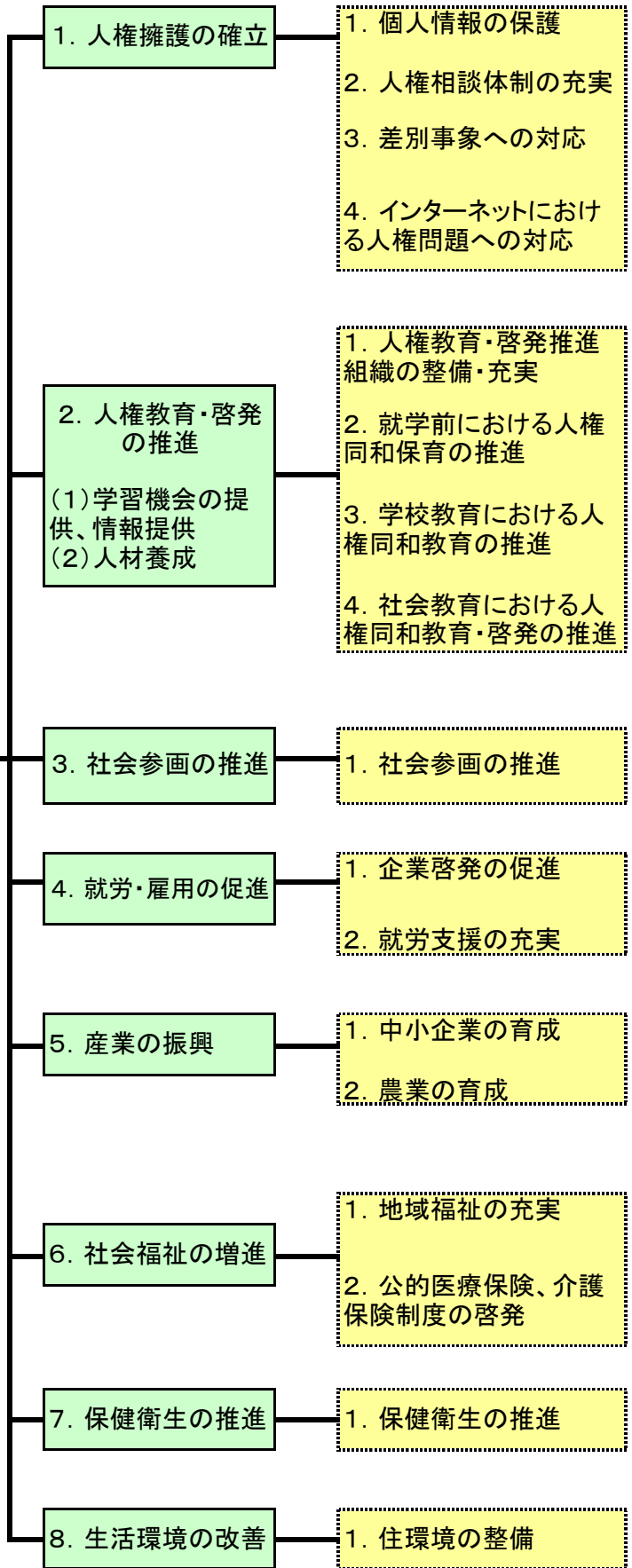
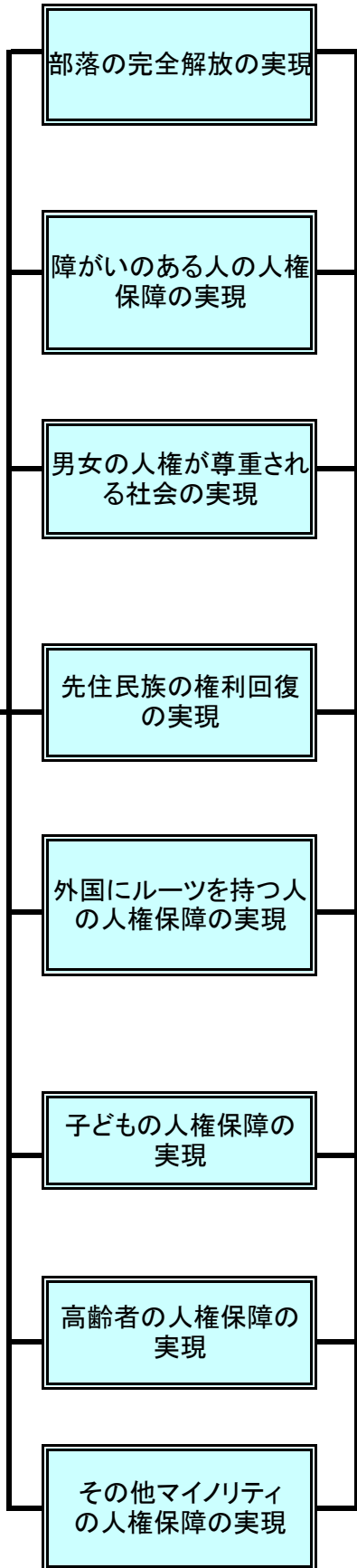
将来の人権尊重都市像

施策の目標

基本施策

具体的な施策

お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち



用語解説

昇順	用語	説明
C	CSR	企業の社会的責任 企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。
D	DV	配偶者(パートナー)や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力をいう。
	HIV	正式には、ヒト免疫不全ウイルス。このウイルスに感染して起こる病気がエイズ。
*	*	*
	アイデンティティー	自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。
あ	アスペルガー症候群	オーストリアの小児科医ハンス・アスペルガーによって初めて報告された。対人関係の障がいや他者の心の推し量り能力、すなわち心の理論の障がいの特徴とされる。特定の分野への強いこだわりや、運動機能の障がいも見られる。しかし、言語障がい、知的障がいはない。
か	倉吉市人権啓発検討委員会	差別事象の対応に関する対応や今後の啓発のあり方について検討する庁内組織
	国籍条項	権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員の任用の際に、日本国籍を要求する条項のこと。
	コミュニケーション	複数の人間や動物などが、感情、意思、情報などを、受け取りあうこと、あるいは伝えあうこと。
	コンプライアンス	法令遵守
さ	生活習慣病	糖尿病や心臓病、脳卒中、がんなど食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称。
	性同一性障がい	生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であると持続的に確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする状態。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意思に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。
た	特定疾患	原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。特定疾患治療研究事業として、現在、45疾患が指定を受けている。
な	ノーマライゼーション	高齢者や障がい者などハンディキャップを持っていても、社会の中で他の人々と同じように生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという考え方。
は	バリアフリー	社会生活をしていく上で、また社会参加をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
	パワーハラスメント	会社などで、職権などの権力や地位、人間関係を背景にし、人格と尊厳を傷つける言動を繰り返す行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為のこと。
	母子生活支援施設	児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。
ま	マイノリティ	社会的少数者のこと。
や	ユニバーサルデザイン	障がいの有無・年齢・性別・人種等にかかわらず、できる限りすべての人に使いやすいように意図して製品や情報、環境をデザインするという考え方。
	有資格者	弁護士、海事弁理士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査、司法書士、行政書士(順不同)
ら	ライフステージ	人間の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階。
わ	ワークライフバランス	仕事と生活を両立させるという考え方。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。



# 資料

発 人 政 第 190 号  
平成 23 年 2 月 24 日

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会  
会長 宇山 眞 様

倉吉市長 石田耕太郎

倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について（諮問）

倉吉市にあらゆる差別をなくする審議会条例第 2 条の規定に基づき、第 4 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について、貴審議会の意見を求めます。

[諮問理由]

本市におきましては、平成 18 年 4 月に「第 3 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、「一人ひとりの人権意識が確立され、すべての人の人権が尊重されているまち」の実現をめざし、差別解消に向けた諸施策に取り組んでいるところであります。

しかし、計画策定後 4 年を経過した現在、人権に関するさまざまな社会情勢の変化や新たな人権課題が発生しており、より幅広い人権課題に対応した計画とすることが必要であると考えています。こうした人権をめぐる状況を踏まえ、「第 4 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」について意見をいただきたく諮問いたします。



平成23年3月28日

倉吉市長 石田耕太郎 様

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会  
会 長 宇 山 眞

第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について（答申）

平成23年2月24日付発人政第190号により、当審議会に対して諮問のあった第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について、「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画原案」に基づき、慎重に審議を重ねた結果、別添計画書のとおりまとめたので、ここに答申します。

市長は、この答申及び審議会における意見を十分尊重して「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定されるとともに、計画策定後は、全市民の総力を結集し、国・県・関係機関・団体等との連携を一層密にしながら、計画の基本目標である「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」実現のため、計画を着実に推進されるよう強く要望します。

## 第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の策定経過

2010年10月14日 第1回第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の策定経過に係る検討会

2011年 2月24日 第1回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会  
素案の審議

2011年 2月28日 第2回第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の策定経過に係る検討会  
原案（案）検討協議

2011年 3月 2日 第2回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会  
答申案の審議

2011年 3月14日 第3回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会  
答申案の審議

2011年 3月18日 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会正副会長会  
答申案の審議

2011年 3月28日 4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画答申

パブリックコメント期間 2011年3月11日～21日

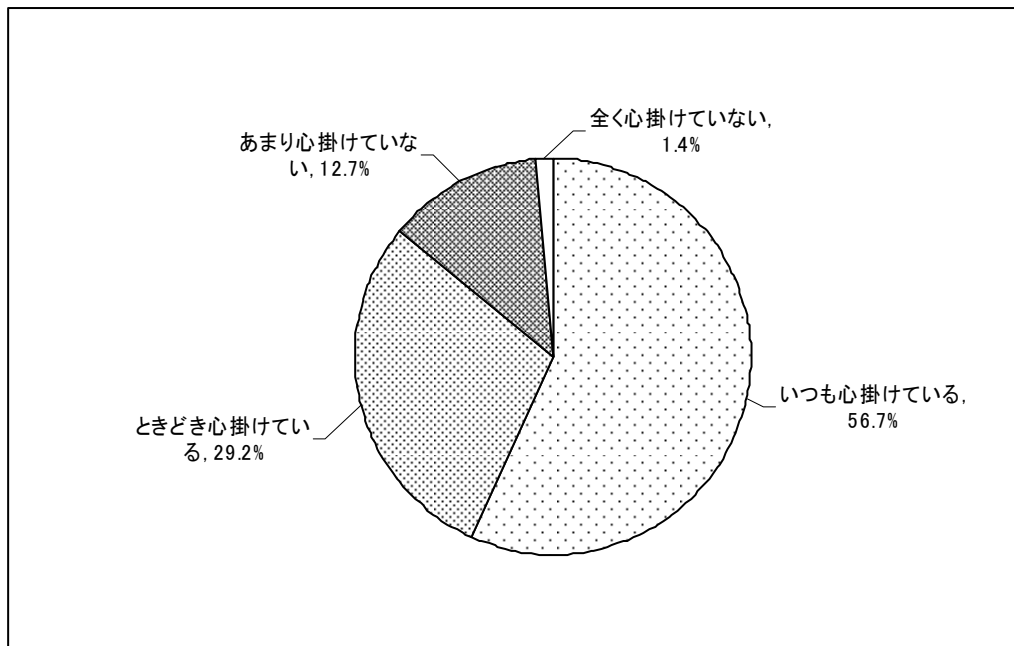
## 平成22年度倉吉市市民意識調査・報告書(抜粋)

問22 あなたは自分自身の個人情報をもやみに提供しないよう心掛けていますか。

1. いつも心掛けている
2. ときどき心掛けている
3. あまり心掛けていない
4. 全く心掛けていない

### [全体]

いつも心掛けている、ときどき心掛けていると答えた人は85.9(87.0)%で、あまり心掛けていない、全く心掛けていないと答えた人は14.1(12.9)%という結果になっています。



### [性別]

個人情報をむやみに提供しないよう心掛けていると答えた人を性別で見ると、女性が88.6(90.7)%、男性が82.6(82.5)%という結果になっています。

	いつも心掛けている	ときどき心掛けている	あまり心掛けていない	全く心掛けていない
男	53.6%	29.0%	15.1%	2.3%
女	59.4%	29.2%	10.9%	0.5%

### [年代別]

個人情報をむやみに提供しないよう心掛けていると答えた人を年代別で見ると、全体的に80%以上となっています。特に40代は90.4%と高い結果になっています。

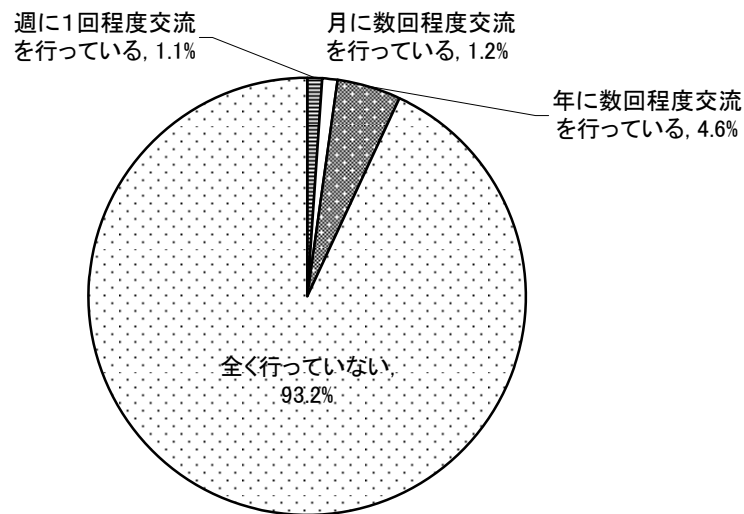
	いつも心掛けている	ときどき心掛けている	あまり心掛けていない	全く心掛けていない	
20~29	53.8%	27.5%	16.3%	2.5%	81.3%
30~39	51.2%	36.4%	10.7%	1.7%	87.6%
40~49	49.3%	41.2%	8.8%	0.7%	90.4%
50~59	54.8%	30.5%	14.2%	0.5%	85.3%
60~64	56.4%	24.8%	16.5%	2.3%	} 57.4%      25.1%
65~69	58.8%	25.5%	13.7%	2.0%	
70以上	65.8%	21.8%	11.1%	1.2%	87.7%

問3 1 ① あなたは海外に住む外国人との交流を行っていますか。

1. 週に1回程度交流を行っている
2. 月に数回程度交流を行っている
3. 年に数回程度交流を行っている
4. 全く行っていない

[全体]

週に1回程度、月に数回程度、年に数回程度交流を行っていると答えた人は6.9(7.7)%という結果になっています。



[性別]

海外に住む外国人との交流を行っていると答えた人は、男性が7.7(10.2)%、女性が6.1(6.5)%という結果になっています。

	週に1回程度交流を行っている	月に数回程度交流を行っている	年に数回程度交流を行っている	全く行っていない
男	1.4%	1.6%	4.7%	92.3%
女	0.7%	0.9%	4.5%	94.0%

[年代別]

海外に住む外国人との交流を行っていると答えた人を年代別に見ると、30代が10.7%となっており、他の年代に比べて高い結果になっています。

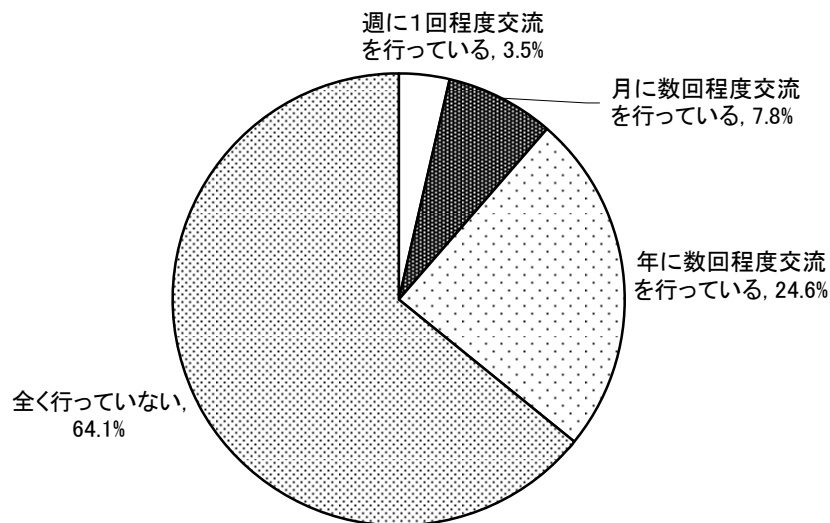
	週に1回程度交流を行っている	月に数回程度交流を行っている	年に数回程度交流を行っている	全く行っていない
20~29	3.7%	2.4%	3.7%	90.2%
30~39	3.3%	0.8%	6.6%	89.3%
40~49	0.7%	2.2%	5.1%	92.0%
50~59	0.5%	2.6%	4.6%	92.3%
60~64	0.7%	0.0%	5.2%	94.0%
65~69	0.0%	1.0%	5.0%	94.1%
70以上	0.4%	0.0%	2.9%	96.7%

問3 1 ② あなたは地域活動において、市民、県内市町村、県外に住む人達との交流を定期的に行っていますか。

1. 週に1回程度交流を行っている
2. 月に数回程度交流を行っている
3. 年に数回程度交流を行っている
4. 全く行っていない

[全体]

週に1回程度、月に数回程度、年に数回程度交流を行っていると答えた人は35.9(40.3)%という結果になっています。



[性別]

県外に住む人達との交流を定期的に行っていると答えた人は、男性が35.8(44.5)%、女性が35.7(37.0)%で、あまり差は見られないという結果になっています。

	週に1回程度 交流を行っている	月に数回程度 交流を行っている	年に数回程度 交流を行っている	全く行っていない
男	4.2%	7.7%	23.9%	64.2%
女	2.8%	7.7%	25.2%	64.3%

[年代別]

県外に住む人達との交流を定期的に行っていると答えたを年代別に見ると、20代、60代後半でやや高い結果となっています。

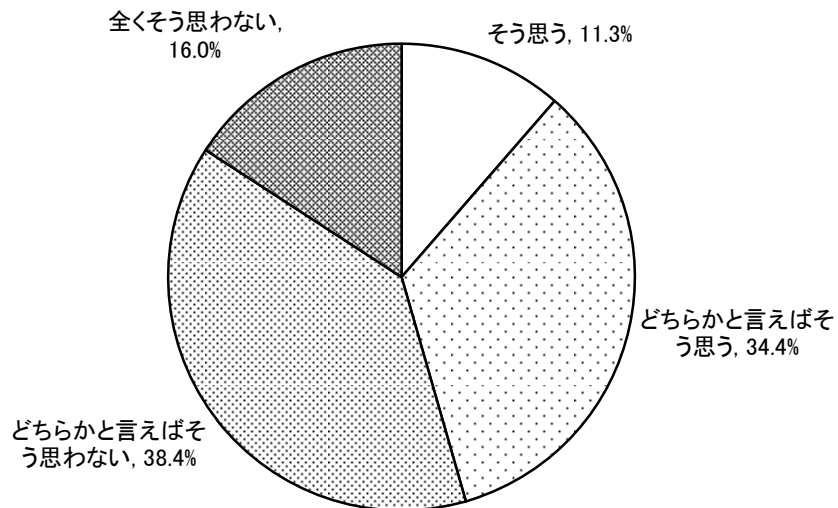
	週に1回程度 交流を行っている	月に数回程度 交流を行っている	年に数回程度 交流を行っている	全く行っていない
20~29	7.4%	7.4%	28.4%	56.8%
30~39	3.3%	10.0%	23.3%	63.3%
40~49	2.9%	6.5%	28.3%	62.3%
50~59	2.1%	7.7%	20.6%	69.6%
60~64	1.5%	8.3%	27.1%	63.2%
65~69	6.9%	5.9%	29.7%	57.4%
70以上	3.3%	8.3%	21.7%	66.7%

問3 2 あなたは地域活動において、外国人や県外に住む人達との交流を行いたいと思いますか。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. 全くそう思わない

[全体]

そう思う、どちらかといえばそう思うと答えた人は45.7(45.5)%で、どちらかといえばそう思わない、全くそう思わないと答えた人は54.4(54.5)%という結果になっています。



[性別]

外国人や県外に住む人達との交流を行いたいと答えた人は、男性が41.6(45.0)%、女性が48.7(45.8)%という結果になっています。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	全くそう思わない
男	10.5%	31.1%	37.0%	21.3%
女	11.8%	36.9%	39.5%	11.8%

[年代別]

外国人や県外に住む人達との交流を行いたいと答えた人を年代別に見ると、20代から40代で、交流を行いたいと答える割合が50%を超えるという結果になっています。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	全くそう思わない
20~29	19.5%	35.4%	25.6%	19.5%
30~39	14.2%	40.0%	35.8%	10.0%
40~49	10.3%	44.9%	33.1%	11.8%
50~59	12.3%	36.9%	37.4%	13.3%
60~64	10.6%	30.3%	39.4%	19.7%
65~69	5.1%	31.6%	46.9%	16.3%
70以上	9.6%	26.4%	43.9%	20.1%

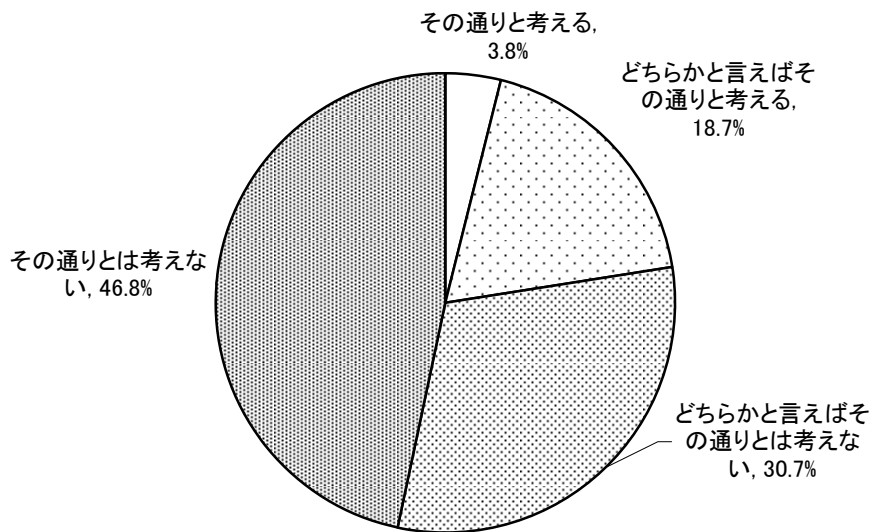


問34 あなたは男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるという考え方をどのように思いますか。

1. その通りと考える
2. どちらかといえばその通りと考える
3. どちらかといえばその通りとは考えない
4. その通りとは考えない

[全体]

どちらかといえばその通りとは考えない、その通りとは考えないと答えた人は77.5(72.1)%という結果になっています。



[性別]

男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるという考え方について、その通りとは考えないと答えた人は、男性が75.7(69.5)%、女性が78.8(74.6)%という結果になっています。

	その通りと考える	どちらかといえばその通りと考える	どちらかといえばその通りとは考えない	その通りとは考えない
男	4.9%	19.4%	27.8%	47.9%
女	2.9%	18.2%	33.0%	45.8%

[年代別]

男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるという考え方について、その通りとは考えないと答えた人を年代別に見ると、20代から60代で70%台後半を超えているのに対して、70代以上では60%台という結果になっています。

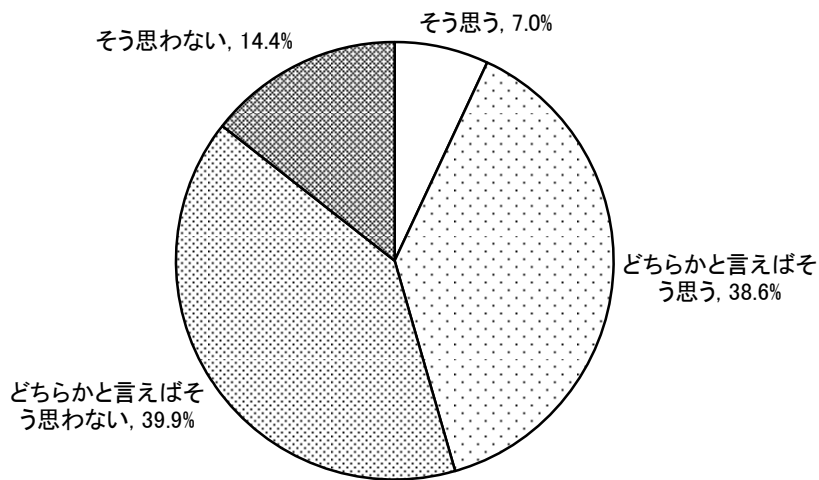
	その通りと考える	どちらかといえばその通りと考える	どちらかといえばその通りとは考えない	その通りとは考えない
20~29	3.7%	14.6%	24.4%	57.3%
30~39	3.3%	15.7%	26.4%	54.5%
40~49	0.0%	11.6%	31.9%	56.5%
50~59	2.6%	11.2%	27.6%	58.7%
60~64	0.0%	20.9%	37.3%	41.8%
65~69	5.0%	19.8%	40.6%	34.7%
70以上	8.5%	30.1%	28.9%	32.5%

問35 あなたの身近では社会における男女の機会均等がはかられていると思いますか。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. 全くそう思わない

[全体]

そう思う、どちらかといえばそう思うと答えた人は45.6(43.8)%で、逆にそう思わないと答えた人は54.3(56.2)%という結果になっています。



[性別]

社会における男女の機会均等がはかられていると答えた人は、男性が51.4(50.0)%、女性が41.6(38.7)%という結果になっています。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	全くそう思わない
男	8.1%	43.3%	36.3%	12.3%
女	6.2%	35.4%	42.5%	15.9%

[年代別]

社会における男女の機会均等がはかられていると答えた人を年代別に見ると、20代と65歳以上で50%を超えているのに対して、40代、50代では30%台という結果になっています。

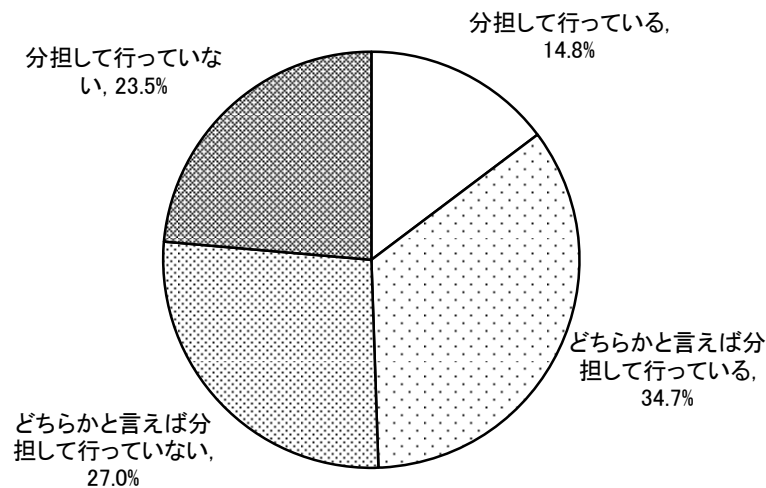
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	全くそう思わない
20～29	4.9%	49.4%	27.2%	18.5%
30～39	4.1%	42.6%	36.1%	17.2%
40～49	5.1%	32.4%	42.6%	19.9%
50～59	6.7%	30.8%	47.2%	15.4%
60～64	6.1%	36.4%	44.7%	12.9%
65～69	9.6%	42.6%	37.2%	10.6%
70以上	9.9%	43.2%	37.4%	9.5%

問36 あなたの家庭では男女の区別なく家事、子育て、介護を分担して行っていますか。

1. 分担して行っている
2. どちらかといえば分担して行っている
3. どちらかといえば分担して行っていない
4. 分担して行っていない

[全体]

分担して行っている、どちらかといえば分担して行っていると答えた人は49.5(52.4)%で、逆に分担して行っていないと答えた人は50.5(47.6)%という結果になっています。



[性別]

男女の区別なく家事、子育て、介護を分担して行っていると答えた人を性別で見ると、男性が50.4(55.6)%、女性が48.6(49.6)%とあまり大きな差は見られない結果となっています。

	分担して行っている	どちらかといえば 分担して行っている	どちらかといえば 分担して行っていない	分担して 行っていない
男	14.4%	36.0%	28.0%	21.7%
女	15.0%	33.6%	26.5%	24.9%

[年代別]

男女の区別なく家事、子育て、介護を分担して行っていると答えた人を年代別で見ると、40代が40.3(50代47.1)%とやや低い結果になっています。

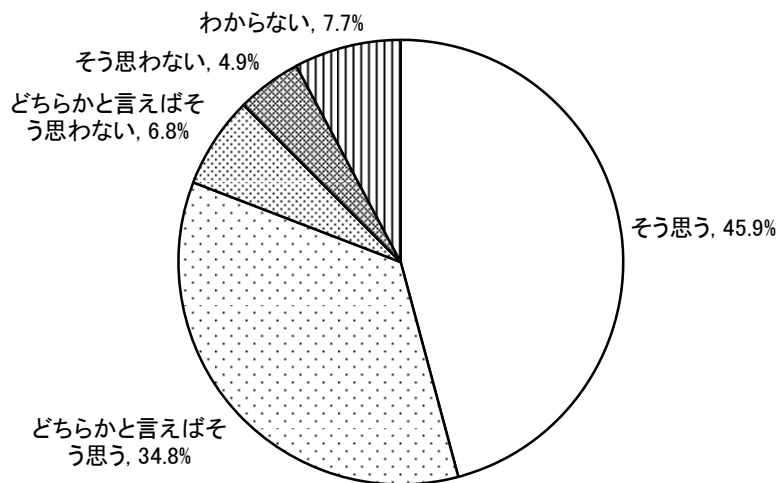
	分担して行っている	どちらかといえば 分担して行っている	どちらかといえば 分担して行っていない	分担して 行っていない
20~29	17.7%	36.7%	24.1%	21.5%
30~39	19.3%	36.1%	21.8%	22.7%
40~49	8.5%	31.8%	32.6%	27.1%
50~59	14.6%	34.9%	29.7%	20.8%
60~64	11.7%	36.7%	31.7%	20.0%
65~69	9.0%	37.1%	19.1%	34.8%
70以上	19.4%	33.0%	25.1%	22.5%

問37 国や自治体では、障がい者の方が共に生活できるための環境作りを進めていますが、あなたは、障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと思いますか。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. 全くそう思わない
5. わからない

[全体]

そう思う、どちらかと言えばそう思うと答えた人は、80.7(80.8)%という結果になっています。



[性別]

障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと答えた人は、男性が79.9(79.2)%、女性が81.8(79.2)%という結果になっています。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	全くそう思わない	わからない
男	41.5%	38.4%	7.3%	5.6%	7.3%
女	49.4%	32.4%	6.1%	4.4%	7.7%

[年代別]

障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと答えた人を年代別に見ると、20代から60代で80%台と高い結果になっています。

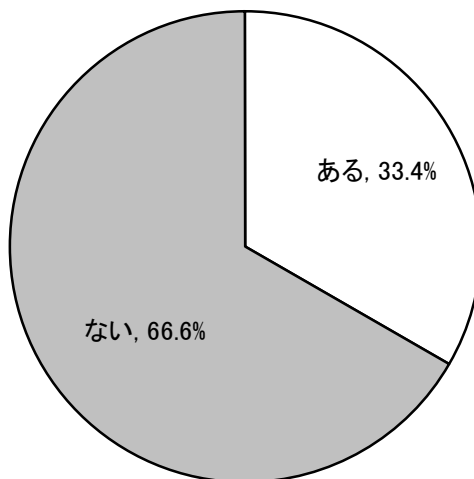
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	全くそう思わない	わからない
20~29	55.6%	27.2%	6.2%	2.5%	8.6%
30~39	59.5%	24.0%	5.8%	3.3%	7.4%
40~49	52.2%	33.1%	4.4%	2.9%	7.4%
50~59	45.9%	35.1%	7.7%	4.1%	7.2%
60~64	44.7%	41.7%	8.3%	3.0%	2.3%
65~69	38.8%	42.9%	7.1%	4.1%	7.1%
70以上	36.1%	36.5%	7.1%	9.5%	10.8%

問38 あなたは今までに、ご自身の人権が侵害されたと思ったことはありますか。

1. ある
2. ない

[全体]

人権が侵害されたと思ったことがあると答えた人は、33.4(32.3)%という結果になっています。



[性別]

	ある	ない
男	28.7%	71.3%
女	36.8%	63.2%

人権が侵害されたと思ったことがあると答えた人は、男性の28.7(30.2)%に対して、女性が36.8(33.9)%と上回る結果になっています。

[年代別]

	ある	ない
20~29	32.1%	67.9%
30~39	32.8%	67.2%
40~49	36.2%	63.8%
50~59	42.3%	57.7%
60~64	38.6%	61.4%
65~69	27.6%	72.4%
70以上	25.4%	74.6%

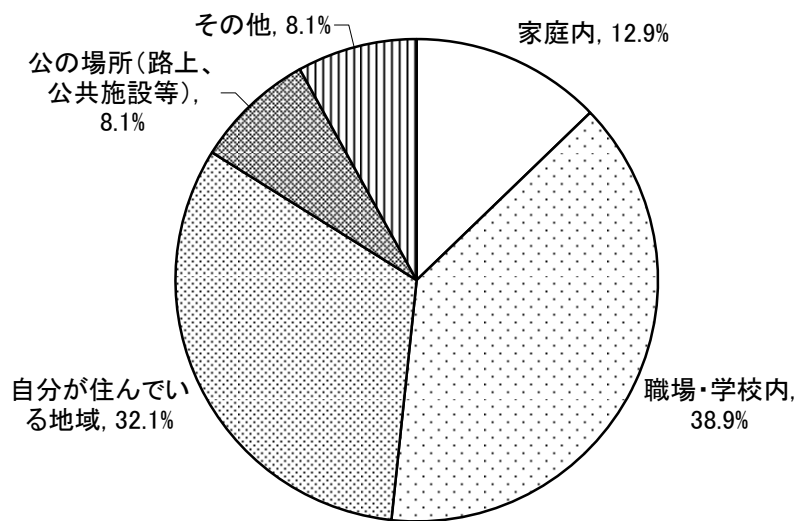
人権が侵害されたと思ったことがあると答えた人は、50代でやや高い結果になっています。

問39 問38で「1. ある」という方にお聞きします。どこであなたが人権侵害を受けたと思ったことがおきましたか。差し支えなければお聞かせ下さい。（複数回答可）

1. 家庭内
2. 職場・学校内
3. 自分が住んでいる地域
4. 公の場所（路上、公共施設等）
5. その他

[全体]

人権侵害を受けた場所については、職場・学校内38.9（38.3）%、自分が住んでいる地域32.1（33.7）%が高く、全体の70%以上を占めています。



[性別]

人権侵害を受けた場所については、男性は女性に比べて自分が住んでいる地域、女性は男性に比べて家庭内と回答した人の比率が高いという結果になっています。

	家庭内	職場・学校内	自分が住んでいる地域	公の場所（路上・公共施設等）	その他
男	3.7%	40.4%	36.8%	9.6%	9.6%
女	17.9%	38.5%	29.2%	7.0%	7.4%

[年代別]

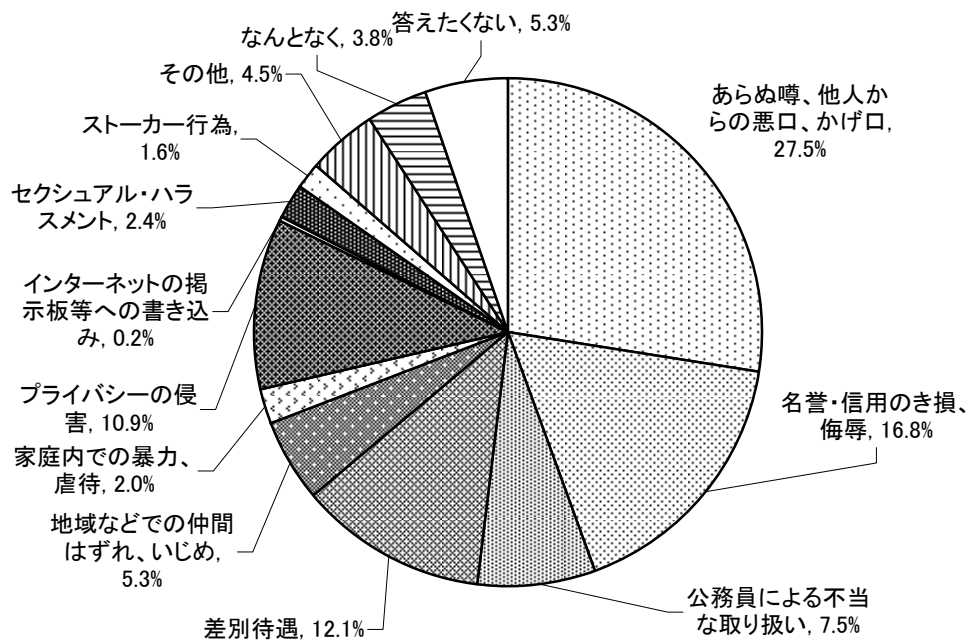
人権侵害を受けた場所については、20代から60代前半で職場・学校内、70代以上で自分の住んでいる地域が高くなっています。

	家庭内	職場・学校内	自分が住んでいる地域	公の場所（路上・公共施設等）	その他
20～29	16.1%	48.4%	16.1%	12.9%	6.5%
30～39	13.5%	53.8%	9.6%	11.5%	11.5%
40～49	20.9%	44.8%	23.9%	6.0%	4.5%
50～59	6.5%	45.7%	37.0%	6.5%	4.3%
60～64	14.0%	40.4%	29.8%	3.5%	12.3%
65～69	12.1%	24.2%	39.4%	12.1%	12.1%
70以上	10.9%	12.5%	57.8%	9.4%	9.4%

問40 引き続き問38で「1. ある」という方にお聞きします。それはどのような場合ですか。差し支えなければお聞かせ下さい。

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損、侮辱
3. 公務員（国・自治体等の職員、警察官、教員等）による不当な取り扱い
4. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により不平等・不利益な取り扱いをされること）
5. 地域などで仲間はずれ、いじめ
6. 家庭内での暴力、虐待
7. プライバシーの侵害
8. インターネットの掲示板等への書き込み
9. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
10. ストーカー行為
11. その他
12. なんとなく
13. 答えたくない

[全体]



[性別]

	あらぬ噂、他人からの悪口、陰口	名誉・信用のき損	公務員による不当な取り扱い	差別待遇	地域などでの仲間はずれ、いじめ	家庭内での暴力、虐待	プライバシーの侵害
男	18.7%	16.3%	4.2%	7.2%	4.8%	0.0%	7.2%
女	16.0%	10.6%	2.7%	8.5%	3.2%	2.1%	6.4%

	インターネットの掲示板等への書き込み	セクシュアル・ハラスメント	ストーカー行為	その他	なんとなく	答えたくない
男	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	1.8%	2.4%
女	0.0%	3.7%	2.1%	3.2%	4.3%	4.3%



[年代別]

	あらぬ噂、他人からの悪口、陰口	名誉・信用のき損	公務員による不当な取り扱い	差別待遇	地域などでの仲間はずれ、いじめ	家庭内での暴力、虐待	プライバシーの侵害
20～29	22.0%	22.0%	4.9%	7.3%	9.8%	4.9%	7.3%
30～39	25.8%	17.7%	9.7%	9.7%	9.7%	0.0%	12.9%
40～49	29.4%	11.8%	8.2%	8.2%	1.2%	4.7%	16.5%
50～59	27.8%	18.5%	10.2%	12.0%	6.5%	2.8%	8.3%
60～64	27.6%	20.7%	1.7%	17.2%	1.7%	1.7%	8.6%
65～69	12.1%	15.5%	5.2%	12.1%	6.9%	0.0%	10.3%
70以上	35.1%	9.1%	9.1%	14.3%	3.9%	0.0%	9.1%

	インターネットの掲示板等への書き込み	セクシュアル・ハラスメント	ストーカー行為	その他	なんとなく	答えたくない
20～29	0.0%	2.4%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%
30～39	17.7%	9.7%	9.7%	9.7%	0.0%	12.9%
40～49	0.0%	2.4%	3.5%	5.9%	2.4%	5.9%
50～59	0.9%	0.9%	1.9%	4.6%	3.7%	1.9%
60～64	0.0%	1.7%	0.0%	6.9%	3.4%	8.6%
65～69	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	6.9%
70以上	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	11.7%	5.2%

改正

平成10年3月30日条例第5号

平成22年3月18日条例第7号

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年1月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。

しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が残っており、あらゆる差別をなくするために、幅広い人権啓発活動及び人権擁護・救済・相談活動が求められています。市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。

(目的)

**第1条** この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、法の下での平等を定めた日本国憲法の本質にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の確立を図るとともに、差別のない住みよい倉吉市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

**第2条** 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努めるものとする。

(市民等の責務)

**第3条** 市内に住所、生活若しくは活動の拠点を置く者及び滞在者（以下「市民等」という。）は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策への協力に努めるものとする。

2 市民等は、次に掲げる差別及び差別を助長する行為をしないようにするとともに、差別をなくするために行動するよう努めるものとする。

(1) 門地、出生、障がい、疾病、性別、人種、民族、信条、思想、宗教、国籍、年齢、言語、社会的身分又は性的指向（以下「門地等」という。）を理由に行う不当な排除、不当な制限、虐待その他の不当な取扱

(2) 門地等を理由に行う不当な発言

(3) 門地等を理由に不当な取扱をすることを助長し、又は誘発する目的で、情報を収集し、又は公表する行為

(4) 門地等を理由に不当な取扱を行う意思を示す行為

(事業者の責務)

**第4条** 市内で事業を営むものは、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、第1条の目的の達成に向け職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

**第5条** 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上、人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に策定しその推進に努めなければならない。

(人権啓発活動の充実)

**第6条** 市は、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体の支援、指導者の育成等、関係団体との緊密な連携を図り、啓発事業の充実に務め、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の改善を促進しなければならない。

(実態調査等の充実)

**第7条** 市は、前2条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査を行うものとする。

2 市長は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項の調査にあたり、必要に応じて倉吉市あらゆる差別をなくする審議会の意見を聞くことができる。

(相談窓口の設置)

**第8条** 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、市民の人権に関する問題について相談に応じるための相談窓口を置き、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県又は市町村が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関と連携した相談者への支援

(推進体制の充実)

**第9条** 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(倉吉市同和対策審議会条例の一部改正)

2 倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

第1条中「倉吉市同和対策審議会」を「倉吉市あらゆる差別をなくする審議会」に改める。

第2条中「同和対策に関する事項」を「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項」に改める。

第3条第1項中「20人」を「25人」に改め、同条第2項第2号中「3人以内」を「若干人」に改め、同項第3号中「10人以内」を「若干人」に改める。

第4条第2項中「任命された時における当該身分を失った場合は」を「任命されたときの要件を失ったときは」に改める。

第5条第3項中「又は会長が欠けたとき」を削る。

(経過措置)

3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

**附 則**（平成10年3月30日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月18日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

昭和57年6月1日条例第19号

改正

平成6年6月17日条例第20号

平成8年3月27日条例第16号

平成10年3月30日条例第5号

平成15年3月27日条例第1号

平成15年9月29日条例第30号

平成20年3月26日条例第2号

平成22年3月18日条例第8号

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

(設置)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う。

2 審議会は、差別事象の分析その他の部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするために必要と認められる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間団体の代表者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

**第7条** 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の業務を処理する。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(規則への委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成6年6月17日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例(昭和57年倉吉市条例第19号)第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

**附 則** (平成8年3月27日条例第16号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年3月30日条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年3月27日条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年9月29日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく委員である者(次項に定める者を除く。)は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

**附 則** (平成20年3月26日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月18日条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則

平成10年3月30日規則第9号

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の設置)

**第2条** 審議会に、専門事項を分掌するため、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、社会情勢の変化等によって新たな対応を必要とする場合には、特別部会を設けることができる。

- (1) 啓発・教育推進部会
- (2) 産業振興・雇用促進推進部会
- (3) 社会福祉推進部会
- (4) 生活環境改善推進部会

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

**第3条** 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

2 部会長は、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会に属する委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の分掌事項)

**第5条** 部会の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 啓発・教育推進部会
  - ア 啓発の内容及び手法に関する事項
  - イ 就学前教育及び学校教育の充実に関する事項
  - ウ 社会教育の推進に関する事項
  - エ その他、啓発、教育に関する事項
- (2) 産業振興・雇用促進推進部会
  - ア 農林水産業の振興に関する事項
  - イ 就職の促進に関する事項
  - ウ 企業啓発の促進に関する事項
  - エ その他、産業振興、雇用促進に関する事項
- (3) 社会福祉推進部会
  - ア 社会福祉推進の充実に関する事項
  - イ 保健衛生の充実に関する事項
  - ウ その他、社会福祉に関する事項



- (4) 生活環境改善推進部会
- ア 生活及び住環境の改善に関する事項
  - イ 公共施設等の整備及び改善に関する事項
  - ウ 環境の保全に関する事項
  - エ その他、生活環境改善に関する事項
- (専門的助言等)

**第6条** 審議会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、適当な方法により専門知識を有する者から意見を聴くことができる。

(資料の提出等の依頼)

**第7条** 審議会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

(その他)

**第8条** この規則に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

## 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿

◇委嘱期間 H21.8.19～H23.8.18

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
学識経験者  (2人)	九 鬼 清 高	地藏院住職	
	相 見 槻 子	鳥取県人権教育アドバイザー	副会長
民間団体の代表  (13人)	杉 根 修	部落解放同盟倉吉市協議会	
	森 本 紀 紘	倉吉市自治公民館連合会	
	伊 藤 俊 之	倉吉市社会福祉協議会	
	山 田 美知子	倉吉市小学校校長会	
	岩 垣 和 久	倉吉市中学校校長会	
	日 野 一 徳	倉吉市身体障害者福祉協会	
	宍 戸 敬 子	くらよし男女共同参画推進スタッフ	
	種 部 充 恩	倉吉市民生児童委員連合協議会	
	西 谷 若 美	倉吉市同和問題企業連絡会	
	宇 山 眞	倉吉市同和教育研究会	会 長
	高 岡 紀 子	倉吉人権擁護委員協議会	
	村 島 満	倉吉市保育園長会	
	金 鐘 観	在日本大韓民国民団倉吉分団	

